

昭和四十九年六月二十五日發行

萬葉學會

『萬葉集』名義の謎……………ハーラ イシュトウヴァン (一)

幼婦と言はくも著く……………橋本達雄 (三)  
—坂上郎女の怨恨歌考—

黄葉片々

枕詞「釧つく」について……………米田進 (四)

書評

井村哲夫著『憶良と虫麻呂』……………坂本信幸 (五)

豫告…………… (五)



第八十四號

昭和四十九年六月

第八十三號目次

「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」……………神堀忍

—人麻呂作「吉備津采女死時」歌について—

「身をたな知る」より覗い知る歌人高橋虫麻呂……………坂本信幸

古事記音注私見……………毛利正守

「堅塩」考……………西宮一民

—万葉集訓詁の道—

# 『万葉集』名義の謎

筆者は今も『万葉集』の成立などのような上代文学の諸争点を文献不足等の為に永遠に、また完全には解決し得ないと思いつながら、「討論は学問進歩の道なり」と確信している。確実な証拠のある定説が生まれないうちは、従来の通説を疑ったり、また少々可能性ある新説を出す余地は十分あるであろう。

本稿は「古歌之流として万葉集の成立について」の口頭発表（大阪市立大学小島憲之研究室、昭和四五年度）を基にして、後に増加した小考である。色々な点で従来の諸説と共に、小島憲之先生の意見とも不一致をみる結論になっても、その上代日本文学と中国文学の最も精緻な研究を基盤にしなければ、恐らく何時までたつても出来上がらないことをよく知っている。不完全な結論の論考ではあるが、還暦によせて恩師に捧げたい。ここには、まだまだ未熟な愚見ながら、専門家諸賢の御批判を頂きたい。

ハリー  
ラ  
イシュトウヴァン  
HALLA ISTVAN (原 岩魚)

## 一

周知の通り、日本上代文学の最大の宝典『万葉集』の名義については今までも定説はまだないと言わねばならない。その従来の諸説を概観すれば、ほぼ次の三類に分けられる。

- (1) 万の言の葉（多くの歌）を集めた集
- (2) 万葉（世・代）の集
- (3) 万の葉（多くの紙数）の集

以上の三類の中に、幾つかの下分けもあるが、ページ数のこともあり、広く知られているので、いまここで紹介する必要はないであろう。

さて、『万葉集』の名称について、漢籍の例とは無関係な場合もあることを当然な可能性として認めるにしても、武田祐吉氏の

「葉」を紙数の意に解釈する(3)説には賛成し難い。なぜならば、若し日本で紙数を数える語として、中国より早く(大伴家持によって?)生み出されても、唐人はまだ巻軸を作り、十巻、百巻、千巻等の書を作りあげた時代に、隣国の日本人が書名は「万葉子の集」・「よろづのページの集」であるにもかかわらず、それを「何巻」としたのは甚だ不自然なことになるはずである。後世人の案にすぎないであろう。しかし、(1)説及び(2)説は確かに否定出来なく、十分可能性のあることである。

以上の如く、この名義は未決であるから、現在までに出来上った外国語の『万葉集』全訳の書名を見ても、J. L. Pierson 氏の英訳<sup>①</sup>や最近出版した Anna Gluskina 女史の露訳<sup>②</sup>もその書名の意義を訳さないで、ただそのまま Man yoshu としているのは不思議なことではない。

さて、今の学界で定説がなくても、その(2)説は一番有力な説になったと言つてよからう。即ち最近の『万葉集』解釈書の解説にも「その『万葉』は永遠性永久性を意味し、永遠をかけて祈ることばであつて、新しく誕生する歌集に対する祝賀慶福のことばでもあ<sup>③</sup>る」と記してある。

結局、この名義について、万葉学者の中で、今まで一致した結論はみないが、江戸時代において、その漢文教養も高く、偉大な国文

学者である契沖の考えは最も注意すべきであろう。周知の如く、契沖は、仙覚の「万の言の葉」の(1)説とともに新たに「万葉(世・代)」の(2)説を提案した<sup>④</sup>。が自分も迷つて、いずれとも決していないのは全く偶然ではなからう。

## 二

幾世紀にもわたつて、現在までこの書名が未だ不明で、解釈のむずかしいことばであれば、色々調べた上で、私は、これは生来から意識的に意義多義の名称ではなかったかと想像する。『万葉集』の名義の私考として、約一年前に掛詞についての拙稿に「同意同訓読の掛詞」(言い換えると二重の掛詞である。名称「万葉集」の「葉」もこれであろう。「世代の世(葉)諧木の葉」の同音読の掛詞、又、「木の葉、諧言葉」の同訓読の掛詞)と記しておいた<sup>⑤</sup>。

では、この「a 諧 b<sup>1</sup>」、又「b<sup>2</sup> 諧 c」<sup>⑥</sup>という形式を容易に理解し得るために彼の上代人の愛読した辞書の原本『玉篇』の一行を引用しておきたい。「謎字釈云隠也」とある。即ち、もともと「万葉集」という書名は掛詞で隠し語であるから、本質的に謎<sup>なぞ</sup>になった。が元来、万葉集の序文に名義の謎の解釈が必ずあつたはずであるが、これは後に失なわれて、名称の意味は後世の人々に不明になったと考える。

周知の通り、「a 諧 b<sup>1</sup>」、即ち「世代の世(葉) 諧木の葉」の同音読の掛詞は中国で「多義同音字」(「還」・「没」・「省」等所謂「多義多音字」に対して)としてずっと以前から広く利用され、『広雅』の「釈言」等に「葉、世也」とあるのは常識であった。確かにこれを隠語的な表現―二重の表現―として漢籍にはよく使用された。

小島憲之先生はこれについて次の如く述べられた。<sup>⑥</sup>

(甲) (万葉万代) と (乙) (数多の木の葉) との間には用る様の時代差はない。尤も (乙) の「万葉」の例にしても、

雲之世族、承<sup>ニ</sup>黃虞之苗緒、裔<sup>ニ</sup>靈根之遺芳、用能枝播<sup>ニ</sup>千条、  
穎振<sup>ニ</sup>万葉、繁衍固<sup>ニ</sup>於三代、饗祀存<sup>ニ</sup>乎百世、(陸雲、祖考頌序)

の「万葉」には、全体よりみて数多の枝葉即ち子々孫々をも意味し、「百世」などと同じく(甲)の意味をも含んでゐることに注意しなければならぬ。また同じ祖考頌序の一文「靈根即茂、万葉垂<sup>レ</sup>林」も、表面は(乙)の意であるが、一族の繁栄を示す形容(甲的)となつてゐる。

六朝写本「礼記子本疏義」(早稲田大学所蔵)にみえる「千枝万葉」の例も、係累関係を論じてゐるために、単なる木の葉の意(乙)だけではない。

このように、「a 諧 b<sup>1</sup>」(世代の世(葉) 諧木の葉の同意読の掛詞)を中国人だけではなく、その漢籍を読む当時の日本人も早くから十分理解したことであろう。だから、日本人の手によって書かれた、あの有名な弘法大師の『篆隸万象名義』にも「葉、余涉反、世也、草木葉也」と出て来る。おそらく上代日本人も以上の漢籍の諸例等をならつたであろうことが容易に考えられる。

### 三

更に、漢籍の用例を見渡すとき、岡田正之<sup>⑦</sup>・鈴木虎雄等<sup>⑧</sup>の説―詩文を樹木枝葉に譬え、即ち比喩的に或は聯想縁語的にとらえる考え方―の余地が必ずあると思ひながらも、この中国的比喩だけの場合には書名の中に「万葉」に続く「集」のあることは、同じ漢籍の用例に基づいて、何となく不必要な後部として、不自然に思われる。さて、「b<sup>2</sup> 諧 c」(「木の葉諧言葉の葉」の同訓読の掛詞)に関して論ずれば、何よりも先に仙覚が唱えた「ヨロヅのコトノハ」の説の是非を確証しておく必要がある。即ち、周知の如く、上田秋成は「言の葉」の例は『万葉集』に見えないと述べ、鹿持雅澄等も『万葉集』の成立頃に「言の葉」なる語の用例がないと強調して、(2)説(万世)を支持した。

又、山田孝雄氏は『初学記』の「辞条 言葉」の例をあげて、以

下の如く述べた。<sup>⑨</sup>

兎に角に「言葉」といふ成語はここにあらはれたり。初学記は唐の徐堅等の撰にして藤原佐世の見在書目にも載せられたれば、古く本邦に渡来したりしを見れど、その言葉の熟字の用例は支那のものにては未だ之を見ず。本邦にても万葉編纂の頃に用ゐられしを見ず。

今本邦にて「言葉」といふ成語の用ゐられし实例を見るに、続本朝文粹に載する藤原義忠（寛弘元—長久二）の「菊為花第一」を賦する詩の序をはじめとするものの如し。曰はく、

詞。条。言。葉。之。花、翰墨成林、麟趾鹿鳴之篇、雅頌溢巷矣。

と。（略）唐にては初学記に「言葉」といふ成語をあげたれど、その証適切ならずして用ゐられざりしが、本邦には「ことのは」又は「ことば」といふ語もとよりありて之を「言葉」とかくに適するによりて之を襲用するに至りしが、漸次に発展して「言葉を単独に用ゐるに至りしならむ。かくの如く義忠より敦隆に至るまで約八十年の間に馴致せられて「言葉」といふ熟字は漸く世の耳目に熟したりと想像すべし。

井上通泰氏もほぼ同じ意味のことを強調した。<sup>⑩</sup>

万葉をヨロヅノコトノハの義につかへる例は漢籍には無い。それは無い筈である。抑言語は邦語ではもとコトバと云うたのを

平安朝時代の初からやコトノハと云ふやうになつた。

万葉集卷十四即東歌の中にウツセミノヤソコトノハハシゲクトモといふ歌がある。このヤソコトノハは八十言ノ葉の訛と思はれるが此外には万葉集中にコトノハと云へる例が無い。確なる例の初見は古今集である。即序文に（略）言葉は無論邦製の熟字である。（略）我邦でコトノハといふ語を使ふのは初学記に言葉とあるのを直訳したのでは無い。前にも述べた如くコトノハを漢字に移して言葉といふ漢様の熟字を作つたのであつて……。

以後、鈴木虎雄氏は岡田正之氏(1)説（「葉」は歌の比喻）に賛同し、その「言葉」について次の様な意見を出した。<sup>⑪</sup>

次に一考を要するは集名の万葉と古今集序の「万の言の葉」との関係なり。予はそれは直接には無関係なりと信ず。前項に述べし所は古今集序を全く考慮に入れずして建てたるものなれば殆ど無用の様なるも少しく陳ぶる所あらん。

「言葉」の語が成立つものならばそは甚だ好都合なれども此語が已に問題なり。許登乃波 古登波 の波婆は語源上果して葉の義あるものなりや否や。大槻氏の「言海」ことばの条に、言葉とし、「葉ハ繁キ意ト云」とあるばかりにハの原義の何なるやは明かにせられず。臆説にてことばとは寧ろ事端の義にあら

ずやともおもはるるなり。故に言葉<sup>コトノハ</sup>を万葉時代にさかのぼらせ  
て之を意義づけんとするは必要なことなり。然らば「言ノ  
葉」思想は無用なるかといふに亦必しも然らず。「言ノ葉」と  
は貫之の独創なるか、当時の人人の思想を代表して美しくしや  
れてかくいひなしたるか、の孰れかなるべし、之を祖として後  
には金葉・玉葉・新葉等の歌集名も生じ、又「詞花」といへる  
集も出づ。

最後に、諸説明の中から「万葉」ということばについて小島憲之  
先生の見解を挙げておきたい。<sup>12)</sup>

しかし鹿持雅澄説の如く（「万葉集古義総論」）、仙覚の云ふ  
「ことのは（言の葉）」と言ふ語が当時一般に用ゐられたか否  
かは疑はしく、「ことのは」（「コトバ」）の「は」が「葉」  
に相当するか問題である。

さて、以上、見てきた通り、この(1)説（万の言の葉）の場合、最  
も重要な論争点は「コトノハ」の語の意義、又その「言の葉」の書  
き方の出現時期である。これについての愚見をできるだけ簡単に述  
べたい。

一体、「コトノハ」は万葉人の言葉として存在したかどうか。こ  
れについては『時代別国語大辞典 上代編』で「コトノハ」という単  
語がなく、「コトノハ」の見出し語に

言ノ葉の東国語形。「うつせみの八十許登能敵は繁くとも争ひ  
かねて吾を言なすな」（万三四五六）

とした。又、この三四五六の万葉歌の「許登能敵」について大系本  
の注に「八十言の葉―多くの噂。コトノハは言ノハの訛。コトバと  
いう語はケトバと訛って卷二十、四三四六にある」と記してある。<sup>13)</sup>

さて、奈良時代のことばとして、『万葉集』に、その訛った形の  
「ことのは」があり、又「ことば」という語の存在をみとめるな  
ら、恐らく「ことのは」という語の存在も今までに残った文献には  
ないにもかかわらずみとめなければならないのではないかと思われ  
る。つまり『万葉集』に「ことのは」の語がある以上、そのもとの  
形と考えられる「ことのは」があったとしても何ら不思議ではな  
く、更に云えば、「ことば」は古くからある「ことのは」の「の」  
の脱落した形と推定することも許されるであろう。

ところで、以上の用例からその意味を考えると、「ことのは」は  
「ことば」・「こと」とほぼ同じであろうと思われる。しかし、「こ  
とば。言語行為の結果としての人の言。言語行為によって表現され  
た内容。特に詩文や歌をさすこともあったらしい」の意味を持つ  
「こと」（言・辞）があれば、なぜ「ことのは」を創りあげる必要  
があったか、この疑問の余地があるであろう。この「ことのは」の  
語の成立において、その言語行為の結果である限りのない「言」に

対して、限りのある末部（端等）のある「言のは（一部分）」を表現したい発想が大きな役割を演じたのではないかと考えている。更に、「言の葉」の記され方の発展は次の如くであったと思われる。

「許登乃波」等（八世紀頃まで）



「事之詞」等（九世紀中頃）



「言之葉」（九世紀末）

即ち、『続日本後紀』（卷十九）（仁明天皇・嘉祥二年三月廿六日）

の条に「其長歌詞曰（略）事之詞波。此国乃。本詞爾。逐倚天。唐乃。

詞乎不<sub>レ</sub>仮良須。書記須」が見える。又、今頃よく論じられているあ

の『新撰万葉集』<sup>15</sup>上巻の「秋歌」に、「コトノハ言の葉緒 可<sub>レ</sub>恃<sub>レ</sub>八者 秋来

者 五十人礼与<sub>レ</sub>（イロノ色之 不<sub>レ</sub>変<sub>レ</sub>芸留」があり、更に、その下巻の

「恋歌」に「ヒトノミ人之身丹 秋哉立濫 言の葉「之<sub>レ</sub>ル」ウスクモコクモ薄裳滋裳 千々丹

移徒礼留」と詠まれている。

以上、述べたことをまとめてみよう。この「ことのは」という語

はもとより日本語である。その「は」の語源は「刃」・「齒」等の

単語家族の一つとして、基本的意味の上で、ある「全部」に対して

「ふち」おわりのせまく小さい「部分」で、もともと広い意味の言

に対してよりせまい意味の言の葉で、後世にその「は」は独立して

「こと成す」と同様に、「は成す」が出来あがったという単なる空想があっても不明である。この「ことのは」の意味は言と同じであらう。記し方の場合、「許登乃波」・「事之詞」・「言之詞」等の経路をたどったと考えられるが、この「言之葉」の書き方はおそらく『新撰万葉集』の和魂漢才の撰者の独創であろう。だから九世紀末に「b<sub>2</sub>諧c」（木の葉諧言葉の「葉」の同訓読の掛詞）の成立の可能性もたしかにあったにちがいない。九世紀末はもう所謂「古今時代」であり、その『古今和歌集』に「葉」を掛詞としてうまく利用されていることは常識である。が、この九世紀末の「言之葉」はあの「神無月時雨ふりをけるならのはの名におふ宮のふるどぞこれ」と詠まれた、あの歌と全く無関係ではないであろうか。結局のところ、『万葉集』の命名時は何時であったか。

#### 四

以上述べた『万葉集』の名称はこの和歌集の成立事情と非常に密接な関係を持つことは疑う余地がないであろう。その名義は『懐風藻』<sup>16</sup>等と同様にこのアントロギ（歌集）編纂の目的や内容等を表現しているはずであった。だから、この名義の謎を解きたいならば、どうしてもその編纂をめぐる諸問題にも触れなければならない筈である。即ち、名義の謎と編纂の謎とは切り離せないと思われる。



さて、約千百年たった今でも「万葉集はいつばかりつくれるぞ」という清和天皇の質問に十分に答えることは出来ないであろう。

周知の如く、万葉集の成立は平安朝から今までずっと大論争的である。この問題に関する色々な説等はよく知られているし、紙面の都合上もあるので省くことにする。が、その諸説の中、従来の通説に対して、厳格に文献学の立場に立って、新見を述べた山田孝雄氏等の説は最も注意すべきだと考えている。

ところで、『万葉集』の成立に関する現在の万葉学界の一番代表的な説を五味智英氏が最も明瞭にまとめた。<sup>⑭</sup>

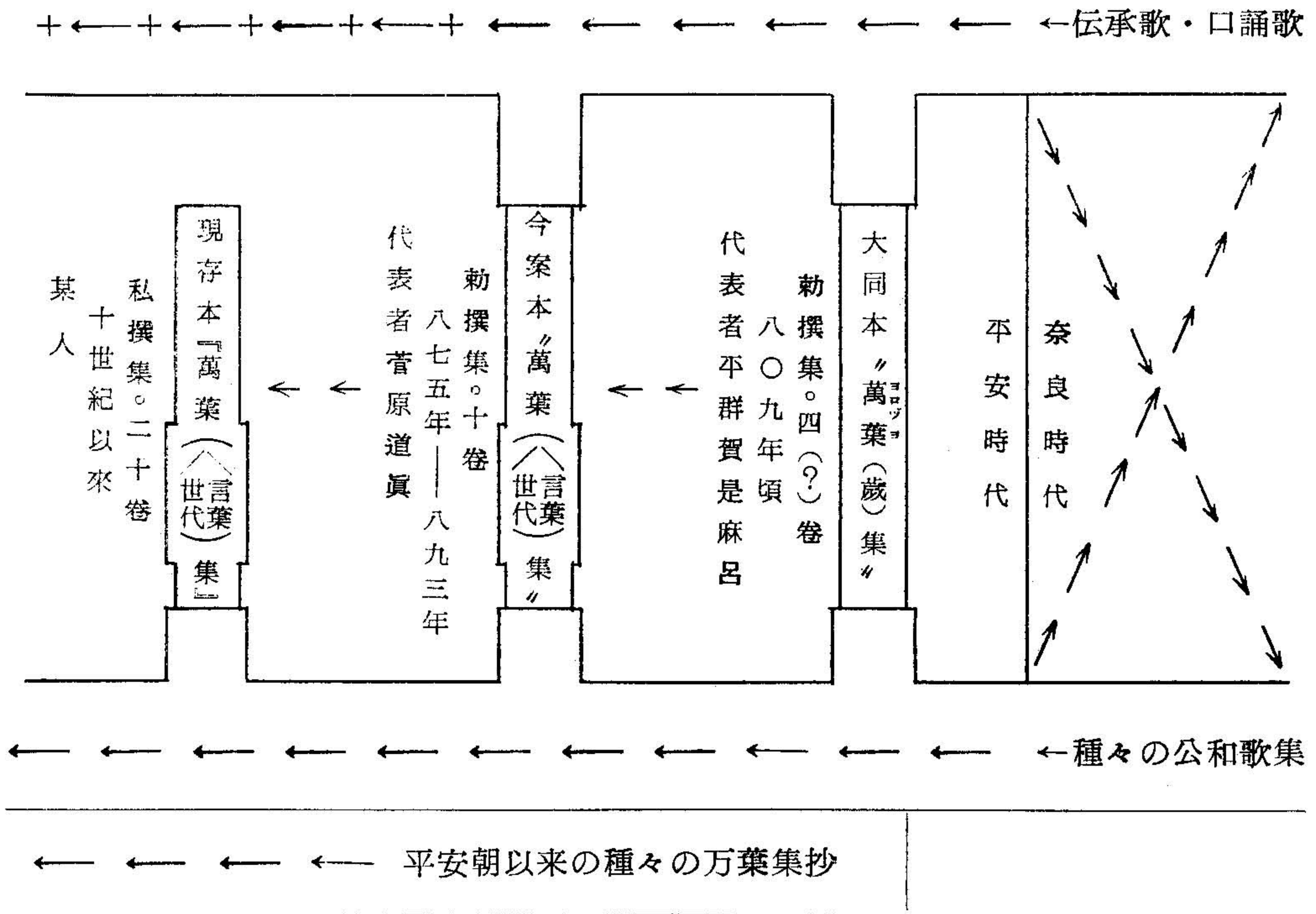
現存最古の歌集。二〇巻。奈良時代後期成立説と平安時代前期成立説とがある。編集は、一人または数人の協力により一貫した方針に基づいてなされたのではなく、前人の収集を入手して増補整理するという形で、長い年月にわたり数回に及んでなされたもので、最後の整理者が大伴家持であることはほぼ確実である。

この『万葉集』の長い年月にわたり数回に及んだ編纂・増補・再撰・整理等の非常に複雑な事情は、必ずや、その『万葉集』の書名（『万葉』の名義）に必然的なこととして、密接に関係しているであろう。即ち、その長い年月の間にこの和歌集の内容だけではなく、それと共に、この和歌集の名称（表面から見て同じ書名であっ

ても、解釈のしかたが違う場合も含めて）も変化し得ないことではなかったと確信している。だから、このたび『万葉集』の名義について私見を述べたいという目的ではあっても、これと同時にその『万葉』の成立過程に関する未熟な私観もやむをえず述べねばならない。

現存本『万葉集』について論ずるならば、『万葉集』に於ける和歌の作歌時期と、また今の歌集の現形の成立時期とを別々に考えなければならぬ。従来の諸説全体に対して、基本的に云える共通点は、ほぼすべてが、現存本『万葉集』二十巻はそのまま一つの完全な和歌集であるという（奈良末期か、平安初期か）立場である。が、現存本『万葉集』二十巻は天平宝字三（七五）年頃、大伴家持によって編集されたという、従来の通説に対して、段玉裁ら中国清代の実証主義的学風を知らない者でも、単なる文献批評学を無視してさえいないならば、疑問視する余地が必ずある。

筆者は、現存本『万葉集』は平安以前から（平安初期の和歌もまみり込んだという可能性もみとめながら）残った古い和歌のある意味で総合集で、言い換えれば「平安以前和歌大成」として考えている。即ち、現存本『万葉集』二十巻はそのまま現存最古の歌を保存しながらも決して現存最古に編集された歌集ではない。現存本は以前すでに数回（少なくとも二回）勅撰された「万葉集」の遺文、



また種々な平安以前の公私和歌集の書跡を十世紀以後にあつめた私撰和歌集にすぎないであろう。

さて、現在みる『万葉集』の誕生は、長い間の想像も出来ないような複雑な経過を辿り、残った平安時代以前からの和歌の宝庫と思われる。だから、この非常に複雑な問題で一杯の現存本『万葉集』の伝来の事情を詳しく述べる事が出来なくても、ただ今の所、九世紀末までの成立過程について私見を出来るだけ簡略に述べたい。色々な誤解の恐れがあるので、この変な現存本『万葉集』の成立観を簡単な図にして置きたい。

五

『万葉集』は最も古い和歌が集められた大歌集である。何より先に、和歌の本質—この最も重要な問題を、また後にその採集のことについて考えなければならぬ。

「やまとうた」とは結局、どんな風な文学作品であろうか。

和歌を歌謡と区別して、通説を久松潜一氏は次のように述べた。<sup>19)</sup>

上代は記紀の歌謡から「万葉集」の歌の詠まれた大和時代であるが、「古事記」「日本書紀」や「風土記」に含まれている歌謡を和歌とはみない見解もある。歌謡は謡われた詩歌であるが、謡われた詩歌の時代から謡われなくなった詩歌が生じ、謡

われなくなった詩歌を和歌とみるのである。歌謡史と和歌とを  
区別する立場からすれば「万葉集」からを和歌とすることにな  
る。上代の和歌の中心が「万葉集」であることはいうまでもな  
い。

が、同じ書物で、町田佳声氏は「歌謡」の見だし語に

本来は歌を謡うことだから歌の文学的要素と謡う音楽的要素と  
が一体となっていることを本則とし、そのいずれを欠いても歌  
謡とは呼べない。しかし上代の記紀にしるされた歌や、「万葉  
集」・「風土記」の歌なども、現在は曲節はまったく絶えて歌  
詞だけしかないが、昔は謡われていたはずだからもちろん歌謡  
としてあつかわれる。

以上の如く、大分違った説明をした。

又、その「うた」（歌・謡）について『時代別国語大辞典』は、  
元来、ウタは声に出し節をつけてうたうものであったが、万葉  
に記載された歌はすでに必ずしも全部がうたわれたものではあ  
るまい。

とした。

最後に、『万葉集』における歌謡について最新の『万葉集』解釈  
書の解説は次のように述べている。<sup>20</sup>

一口に「歌」といっても、さまざまな性格のものが混在してい

る。その一つは記載歌（作る歌）であり、他の一つは口承歌  
（歌謡）である。（略）要するに、書き残されて現在に伝わる  
『万葉集』という一つの歌集の中に、伝承歌が含まれているこ  
とは疑いもないことで、中国でも、六朝の艶性詩集『玉台新  
詠』（卷十など）その他に同様の例がある。しかし、『万葉集』  
においては、それらの伝承歌が歌集の片隅にひそかに残るので  
はなく、卷一・二などの巻の冒頭に位置することは、やはり注  
目に値するであろう。（略）つまり、『万葉集』という一つの  
成書にあっては、伝承歌は「作る歌」とあまり大差ない性格と  
考えられて編み込まれていたのである。東国地方の民謡を集め  
た卷十四の「東歌」などについても、同様に考えてよからう。

上代和歌の性質についての互いに大きく異っている見解をまとめ  
るとすれば、かなり困難なことになる。が、単なる私見として、万  
葉歌は生まれた時期に必ずしも全部がうたわれたものではないとし  
ても、その大部分はまだ節をつけて、伝誦された民謡、又は民謡風  
にならって作る歌であったであろうと思う。こうして、旋頭歌は  
「本来唱和の形式であり、謡われる性質が多いのでのちに衰退する」<sup>21</sup>  
ということと同様に、もともと短歌も長歌も謡われて、五七韻律が  
段々固まって、節が衰退して、なくなった。が、この謡われた五七  
韻律の和歌が謡われなくなったという展開は時間的に長い間におこ

なわれた。従つて、ほぼ奈良朝末までも、和歌の場合、謡うたわれたこと、また謡うたわれなくなったことは、まだはっきり隔離されなかったであろう。この為に七六〇年頃、中国人法進にとっては日本語「うた」ということばは「唱歌」と同時に「言声」をも意味した。だから、その天平宝字五年に成立した『沙弥十戒威儀経疏』（卷二）に「歌音者、唐人号為唱歌、亦云言声、亦喉声、日本呼為郎太うた也。」と記されている。

こうして、多くの万葉歌のもともとの本質はうたわれたものであり、伝誦された民謡、また民謡風にならった「作る歌」等の存在は、その伝来のしかたをも根本的に決めてきた。即ち、万葉人にとつては主として和歌は「口耳の文学」であり、これに対して、漢詩は「手目の文学」であつたであろう。当時の和歌のこの重要な特殊性はその伝来の命いのちに何よりも大きな影響を及ぼしたと考える。この様な意味で『懐風藻』等の生まれた所は文筆が収められた図書寮等の周辺であつたとしても、『万葉集』の最初の郷里は人々の口から出たうたを採集したわけであり、それは一体何風な歌所であつたであらうか。

『源順集』に「天曆五年宣旨ありて、初めてやまと歌えらふ所を梨壺におかせたまひて」と記されている。が、それ以前、即ち九五

一年以前に日本では「やまとうた」（和歌）を集めて、選んだ正式な役所が全く無かつたか、という問題が目下の課題となる。

## 六

以上、述べたように、『万葉集』はもともと民謡、歌謡風になつた「作る歌」等であるから、成立の場合に、その民謡、歌等の採集についても、もっと広い意味で解釈しなければならぬと思う。

さて、口から口へ伝えた民謡の歴史はこの国でも非常に古い。が、これに対して、その価値を自覚して、意識的・体系的な採集の歴史は―世界のより広い地域において―大變浅いと云つてよい。例えば、ハンガリーでも古代からずっと民謡・舞踊等でゆたかであるという種々な記録は残つていても、その体系的採集は十九世紀、又主として実際には二十世紀の初めごろ、バルトーク(Bartók Bela)とコダーイ(Kodály Zoltán)の作曲家たちによつてなされた、民謡を中心とした、民俗音楽の収集・研究・編集であつた。しかし、これは(世界)民族学・音楽等の白地図を一樣に見渡すとき、全く不思議なことではない。これとは逆に一千年以上も前にその民謡の採集がなされたことは或る意味で不思議な、もつとも興味深いことである。

その民謡採集の歴史に於いて中国はおそらく最も優秀な成績をも

って、高い地位を占めると思われる。一体、古代の中国人は民謡を何故、どんな目的で集めたか。文化水準が高く、その民芸性を誰よりも早くわかっていたからであろうか。民謡の価値を悟っても、それはバルトーク等の現代人とは大分違った意味で理解していたと云ってよい。即ち、その曲節（音楽的要素）より、歌詞（文学的要素）をもっと大切に記録した。その最も實際生活に役立つ役割を十分に悟ってから。こうして、古代中国では歌謡採集は国を治める手段の一つである儀礼の非常に重要で密接な部分となったのである。

周知の如く、中国で、漢代の人々は、既に周時代に歌謡採集は制度として出来上っていたと信じている。『礼記』の「王制」に次のように記されている。

歳二月東巡守。至于岱宗。柴而望祀山川。覲諸侯。問百年者就見之。命大師陳詩。以觀民風。

即ち、皇帝はその大師（「春官の属。樂工の長」<sup>22</sup>）が各々地方の民歌の採集によって政治・教育等の得失を察したということである。この周以来の伝統を儒教的立場が継承し、集められた民謡は当時の人々の真情が現実の事件を契機として表われたものであったから、国家政治・儀礼等において、最も重要な参考資料となった。

後にあの有名な役所としての楽府は前漢代の武帝によって創設さ

れた。これは言うまでもなく当時の国家制度、又その儀礼の整備と最も密接な関係をもっていた。『漢書』（卷二十二）の「礼楽志」に以下の如く述べてある。

初高祖既定天下、過沛、与故人父老相樂、醉酒歡哀、作風起之詩、令沛中僮兒百二十人習而歌之。至孝惠時、以沛宮為原廟、皆令歌兒習吹以相和、常以百二十人為員。文景之間、礼官肄業而已。至武帝定郊祀之礼、祠太一於甘泉、就乾位也。祭后土於汾陰、沢中方丘也。乃立樂府、采詩夜誦、有趙、氏、秦、楚之謳。以李延年为協律都尉、多举司馬相如等数十人造為詩賦、略論律呂、以合如八音之調、作十九音之歌。（略）今幸有前聖遺制之威儀、誠可法象而補備之、經紀可因縁而存著也。孔子曰、殷因於夏礼、所損益、可知也。用因於殷礼、所損益、可知也。其或繼周者、百世可知也。今大漢繼周、久曠大儀、未有立礼成樂、此賈誼、仲舒、王吉、劉向之徒所發憤而增嘆也。

このように、楽府という役所は、祭祀に用いられた楽曲制定と共に、各々地方の民謡採集を主たる正式な任務とした所であったことが窺える。

その「采詩夜誦」について、又「唐秘書少監」顔師古の註に曰く、采詩、依古道人徇路、采取百姓謳誦、以知政教得失也。夜誦者、其言辞或秘不可宣露、故於夜中歌誦也。

この「政教の得失を知る」という目的で集められた民謡は当然うたわれ、又そのスタイルをならった後世の詩人の作詩も歌謡曲の作詞であった。吉川幸次郎先生は、曹操の樂府に関して次のように述べられた。<sup>23</sup>

曹操が文学の歴史に与えた最も大きな変化の一つとしてあげると私の考えるものは、これまでは民謡として存在し、したがって無名の作者によって作られることを習慣としていた歌謡曲の作詞に、彼みずからがのりだしたことである。

すなわち彼にさきだつ漢の時代、樂府と呼ばれる歌謡曲がすでに数百年にわたって、盛んに歌われていた。樂府という言葉のそもそもは、漢の宮廷の雅樂寮を意味するが、転じて雅樂寮で歌われる歌、乃至は樂隊の伴奏を伴う歌の意となっていた。うち太鼓と管楽器、いわばブラス・バンドを伴奏とするものは、鼓吹曲、笛を伴奏とするものは横吹曲、管絃ともにそなわつた華麗な交響樂を伴奏とするものは、相和曲と呼ばれる。後漢の末、すなわち曹操幼年のころの宮廷、貴族たち、また市民たちの宴席では、それらの歌謡、そこににぎやかな管絃樂を伴う相和の歌が、盛んに歌われていたと、推測されるのであり、その歌辞は、樂府古辞と呼ばれつつ、現在も百篇足らず伝わっている。

さて、中国の樂府にあたる役所、また中国の曹操に似ている歌人は上代日本になかったであろうか。

## 七

國家成立が進んで、六〇四年、聖德太子によって日本の新政をよく象徴する十七條憲法が発表された。後に藤原鎌足によって作られた近江令という所伝があり、次いで、淨御原令、養老律令、大宝律令が現われた。律令國家の發展と共に中国式な儀禮制度も攝取されてきた。大化改新以來、皇權をつよめて、日本全國の土地、及びその國民を皇室を中心とした統一ある國家に固めようと努力がなされた。中央集權の統一國家の法治組織を天武・持統朝の隆盛時代がよく語っている。當時の日本では隋・唐の律令等とともに、その大陸の禮儀も手本となった。繼體天皇の七(五三)年には、百濟は五經博士段楊爾を貢上したと書かれているが、ともかく、儒教の影響は七世紀にもっとも大きくなった。

周知の如く、『日本書紀』(卷二十七)天智天皇九(六七)年正月の条に、

戊子、宣朝廷之禮儀、与行路之相避。復禁斷誣妄、妖偽。

があり、また『家伝』にも、天智天皇七(六六)年の所に、

先此、帝令大臣撰述禮儀刊定律令

とあつても、実際にこの礼儀の内容は全く不明である。

『日本書紀』の天武天皇十一(六三)年八月の条に、

癸未、詔礼儀言語之状

がある。これについても詳しいことは分らないが、「宮廷においてとるべき礼儀、使用すべき言語を規定したものであろう」<sup>24)</sup>。又、同じ十一年の条に、

九月辛卯朔壬辰、勅、自今以後、跪礼匍匐礼、並止之。更用難波朝廷之玄礼。

がある。が、この孝徳天皇の時代の礼制もはっきりしたことは分らない、ただ「起立して行なう礼で中国の唐の制にならつたものであろう」<sup>25)</sup>と推定されてある。

このように七世紀の日本の礼儀を詳しく理解することは出来なくても、色々な面で中国風な要素がかなり多かつたにちがいない。あの中国の礼儀と密接な関係を持った楽府という、祭祀にいれられた楽曲制定と一緒に、各地の歌謡を集めた役所のこと、はたして当時の官人の間に知られなかつたか。又、それにならつて、中国の楽府にあたる役所が日本の宮殿になかつたか。

『日本書紀』(巻第三)の神武天皇、即位前紀戊午年の条に

天皇以其酒穴、班賜軍卒。乃為御謡之曰(略)是謂来目歌。今。楽府奏此歌者、猶有手量大小、及音声巨細。此古之遺式也

とある。このように、おそくとも『日本書紀』の成立(養老四(七三〇)年)の頃、既に日本でも楽府の役割をもつ所が存在したことが窺える。日本でもしかしそれがそのまま正式に「楽府」と名付けられたかどうか、もしそうではないとすれば、どんな役所にあたるかというところが問題となる。

さて、『書紀集解』(二)に「按楽府今所謂雅楽寮也」とあり、大系本『日本書紀』(山)の注も、集解・標註に従つて雅楽寮とする。このように当時の雅楽寮は祭祀にいれられた楽曲制定の義務を持つていたらしい。が、『令集解』等を参考にすると、その雅楽寮では主として、大唐・百濟・高麗等の楽家が教習したことが分かる。又、天平三(七三一)年の雅楽寮制度の改訂によって、多数の和楽が除かれ、諸<sup>むら</sup>州<sup>かた</sup>・筑紫の二地方の舞のみが収められた。雅楽寮より分離した和楽のその後の歴史は大部分不明である。くだつて、平城天皇の大同四(八〇四)年に、雅楽寮に従来諸舞楽の制度化が、内外の楽を一堂に会する形(歌舞師(四人)と笛師(二人)の和楽をはじめ)で完成された。後には嵯峨天皇から文徳天皇のところに大歌所が設けられたことが知られる。

さて、この七三一年と八〇九年の間に和楽(歌・舞等)の「府」はどこにあったかが問題である。

周知の如く、『万葉集』巻六、天平八(七三六)年、一〇一一の歌の

題詞に、「歌舞所」なるものがあったことが記されている。即ち、冬十二月十二日、歌。舞。所。之。諸。王。臣。子。等、集。葛。井。連。広。成。家。宴。歌。二。首

此来、古儻盛興、古歳漸晚。理宜共尽古情、同唱古歌。故擬此趣、輒献古典二節。風流意氣之士。儻有此集之中、争発念心各和古体。

とある。が、この和楽の教習所が、一体、どんな所であったかは不明である。これを雅楽寮の異名とする説があつても、七三一年の改訂によって、ほとんどの和楽が除かれたので、非常に賛成し難い。

さて、そのほぼ八〇年の間、ある意味で和楽府の役割も演じた、歌舞をつかさどる役所の一つは隼人司ではなかつたかと推測する。

## 八

歌舞と隼人との関係は或いは非常に不思議に思われるかも知れないが、全く無関係なことではないと筆者は考える。最初に、隼人を讀むと、何となく、古代において、南九州（大隅・薩摩等）に居住し、大和中央朝廷に八世紀まで容易に服属しなかつた種族が思い出される。が、「六国史」等を参考にすれば、隼人の一部は早くから朝廷に参勤して宮門の警衛などと共に、その大和朝廷の儀式の際の歌舞に従事したことも明瞭に知られる。

周知の如く、隼人が宮中の警衛になった由来は、『日本書紀』（神代紀下）の海宮遊幸の条に伝えている。即ち、

是以火酢芹命苗裔諸隼人等、至今不離天皇宮牆之傍代吠狗而奉事者也

とある。又、『万葉集』卷十一（三四七）にも次のように詠まれている。

隼人の名に負ふ夜声いちしろくわが名は告りつ妻と恃ませ

が、隼人は宮中で夜番をして、行幸等の際「代<sub>ニ</sub>吠狗<sub>ニ</sub>」の夜声を発する事だけではなかつた。その隼人式の「凡今来隼人。令大衣習吠。左発本声。右発末声。惣大声十遍。小声一遍。訖一人更発細声二遍」等の記事がもっとも注意される。即ち、これによって、隼人が声を発する練習をしたことがはっきり分かる。しかも、この声を発する練習は単に「発吠」のためだけではなく、よりりっぱに歌謡等を演ずることができたためであつたと思われる。<sup>26)</sup>なぜならば、隼人は後に、行幸・大嘗会等の場合、「発吠」以外に、踊りをしたり、歌謡を歌つたりするようになった。即ち、隼人は当時、一種の踊り子、歌手でもあつたと考えている。

また、大隅・薩摩の隼人は先に八年の、後、元正天皇の靈龜二（七二六）年から六年の交替で朝廷に参勤した。初めは、自分（郷里）の風俗歌舞を、後にそれとともに、ある意味で和楽の教習にもなつ



た隼人司で習った地方の風俗歌舞も演じたとも考えられる。こうして、大和歌謡の専門的伝誦家（ある種の宮廷誦手）にもなって来た」と推定が出来よう。

「六国史」を見渡すと、この隼人の方楽・風俗歌舞等のことがたびたび出てくる。

元明天皇——和銅二（七〇九）年正月十六日

天皇御重閣門。賜宴文武百官并隼人蝦夷。奏諸方楽。

養老元（七二七）年四月二十五日

天皇御西朝。大隅薩摩二国隼人等。奏風俗歌舞。授位賜祿各有差。

養老七（七三三）年五月二十日

賜饗於隼人。各奏其風俗歌舞。酋師卅四人。叙位賜祿。各有差。

聖武天皇——天平元（七二九）年六月廿四日

天皇御大極殿。閣門隼人等奏風俗歌舞。

天平七（七三五）年八月八日

天皇御大極殿。大隅。薩摩二国隼人等奏方楽。

孝謙天皇——天平勝宝元（七五九）年八月廿一日

大隅。薩摩両国隼人等貢御調。并奏土風歌舞。

天平宝字七（七六三）年正月十七日

帝御閣門。饗五位已上及蕃客。文武百官主典已上於朝堂。作唐

吐羅。林邑。東国。隼人等樂。内教坊踏歌。

称徳天皇——神護景雲三（七六九）年十一月二十六日

天皇臨軒。大隅薩摩隼人奏俗伎。（略）自余隼人等賜物有差。

光仁天皇——宝龜七（七六六）年二月八日

御南門。大隅薩摩隼人奏俗伎。

桓武天皇——延暦二（七六三）年正月廿八日

饗大隅薩摩隼人等於朝堂。其儀如常。天皇御閣門而臨觀

さて、「六国史」を見ると、風俗歌舞を演じた大隅・薩摩国の隼人の記事がよく出てきても、当時の朝廷に知られるようになった民謡・舞踊等がすべてこれに限られているわけでは決してない。よく知られた上代日本における民俗歌舞行事から、転じて後に宮廷等の風流芸となった歌垣よりも今は「六国史」によく見られる「諸国司等奏土風歌舞」等について注目したい。たとえば元正天皇の行幸の際、諸国司によって奏上された土風歌舞のことは何となく先に述べた中国の『礼記』（「王制」）の例を思い出させる。元正天皇、養老元（七二七）年九月十一・十二・十六日、

天皇行幸美濃国。○戊申。行至近江国。觀望淡海。山陰道伯耆以来。山陽道備後以来。南海道讚岐以来。諸国司等詣行在所。奏土風歌舞。○甲寅。至美濃国東海道相模以来。東山道信濃以来。北陸道越中以来。諸国司等詣行在所。奏風俗之雜伎。

更に下って、光仁天皇の時代も色々な国の土風歌舞を朝廷に奏上する習慣があつたらしい。天応元（七二〇年十一月十三日）。

御太政官院。行大嘗之事。以越前国為由機。備前国為酒機。而

国獻種々翫好之物。奏土風歌舞於庭。五位已上賜祿有差。

これら「土風歌舞」のうち、各々の地方の民歌・歌謡等もあつたはずである。それらを当時の天皇の舍人等の某官人が記しとどめなかつた筈はないであろう。しかもこのように集められた民謡の資料はどんな「楽府」に採集されたであろうか。

以上見てきたように、天平三（七三二）年にその雅楽寮制度の改訂によって、和楽がほとんど除かれた。もしも、その時まで日本の楽府が雅楽寮の中にあつて、和銅（養老年間）に『古事記』・『日本書紀』等と同時に、やまとうた（民謡・柿本人麻呂等舍人の作る歌・仮託歌等）を『古歌集』等に集めたという推定は、「六国史」を通じて全く不思議なことではない。更にそれは歴史的な可能性が強い。がしかし、七三一年以来和楽の教習所が不明となり、しかも、隼人の当時の土風歌舞の大きな役割等からして、ある意味で、隼人は朝廷の歌舞手になると共に、その隼人司が国風歌舞をつかさどり、教習する役所にもなつたのではないかと考えるのである。

## 九

上代日本令制の衛門府に属する官司の隼人司が、いつ成立したかは明瞭でない。が、『令集解』（巻五）の職員令に以下の記事を見る。

衛門府 管司一。督一人。掌諸門禁衛。出入。礼儀。以時巡檢。

及隼人。門籍。門傍（略）

隼人司 正一人。掌檢校隼人。及名帳。教習歌儺。造作竹笠事。佑一人。令史一人。使部十人。直丁一人。隼人。

さて、この隼人正は当時の宮門警衛にあたる隼人に対して檢校等をする他、又隼人に歌舞の教習及び竹笠の造作をもした。惟宗直本が養老令に関する諸解釈を集大成した『令集解』に、この「及名帳・教習歌儺」に対して、次の如き注解が残っている。

穴云、隼人之職是也。朱云、教習歌儺、謂隼人之中、可有師也。其歌儺。不在常人之歌儺。可別也。

また、「造作竹笠事」の下の「朱云。一端耳。竹扇等。亦可作者。私所不見文。」等から見ても、後世の人、朱にとって、ハヤトノカミ（隼人正）の職の具体的な内容は大部分不明になっていた。が、文字通り解釈するなら、隼人正は隼人及び名帳を檢校する以外に、云うまでもなく、歌舞の教習、又、竹笠の造作をするはずであった。以上の如く、隼人正は隼人の土風歌舞と非常に密接な関係を持っていた。即ち、国風歌舞の役者でもあつた隼人の教習を行ない、

その時の楽府長官でもあった。従つて、朝廷に奏上した各地方の歌謡等の資料を整理し、選び、それらを隼人に教えた役人でもあったと思われる。

隼人司という令制の官司について「六国史」の以下の記事に注意したい。

称徳天皇——神護景雲元（七五七）年九月十二日、

隼人司隼人百十六人。不論有位无位。賜爵一級。其正六位上者

叙上正六位上。

光仁天皇——宝龜二（七七一）年三月十一日

停隼人帶劍。

桓武天皇——延暦二十四（八〇五）年正月十五日

永停大替隼人風俗歌舞。

同年十二月七日

公卿奏議曰。（略）又衛門府衛士四百人。減七十人。左右衛士

各六百人。每減一百人。隼人男女各卅人。每減廿人。雅樂歌女

五十人。減卅人。

平城天皇——大同三（八〇八）年八月朔

其隼人司。依今年正月廿日詔書。既從廢省。併衛門府。而衛門

府併左右衛士府。仍更置此司。隸兵部省。但廢佑一員使部二人。

以上の如く、隼人の風俗歌舞を永遠に停止され、隼人の男女の數

を半分に減らされて、ついに兵部省の所屬となつた。これの理由について考へてみるに、後に風俗歌舞の關係で隼人のことが「六国史」に出てこないのので、同じ八〇八年の平城天皇によって命ぜられた雅樂寮の制度化によつて、和樂が再び雅樂寮の所屬になつたことと非常に密接な關係をもつものと考えらる。が、この年に隼人司の和歌の樂府という役割が終つても、そこに記されていた歌謡等の資料は勅撰によつて集められたのではないかという推定が出来よう。その編集の仕事の代表者は当時の隼人正であつたのは当然であると考へられる。『日本後記』を参考にすれば、平城朝の隼人正である平群加世麻呂が同時に歌人であつたことがはっきりと分かる。従つて、彼が『万葉（歳）集』の撰集代表者として最も適當な人物になる可能性が強いであろう。

即ち、『日本後記』に次のように記されている。

平城天皇——大同元（八〇六）年二月十六日

從五位下平群朝臣加世麻呂為隼人正

大同三（八〇八）年九月十九日

幸神泉苑。有勅。令從五位下平群朝臣賀是麻呂作和歌曰。伊賀

爾布久。賀是爾阿礼婆可。於保志万乃。乎波奈能須惠乎。布岐

牟須悲太留。皇帝歎悦。即授從五位上。

平群加世麻呂は、『万葉（歳）集』の編集に際して、云うまでもな

く、代表者であり、その仕事を長官として管理した。その編集に何人も官人が参加したと思われる。丁度その頃、『日本後記』（大同四（六〇九）年三月九日）に見えるように、「始置（略）隼人司二員」という隼人司の役人数がふえたことがこれと関係がなかったであろうか。即ち、隼人司の民歌・歌謡・応歌等の資料を主とし、又それらに加えて、朝廷歌人が民謡調をまねて詠んだ讚美歌や仮託歌など、更に以前の「古歌集」や「類聚歌林」等を参考にして、ヨロツヨ万葉（歳）集は出来上がった。古今和歌集の真名序にも見える通り、それは「昔、平城天子詔侍臣令撰万葉集」であり、朝廷の役人によって集められたことは疑いない。その時期はほぼ医書である『大同類聚方』などと同じであろう。が、それが完成したのは、平城天皇のつぎの嵯峨天皇即位以後であったか、また、その巻数が実際に四巻であったか―源氏物語（梅枝）に「嵯峨の帝の古万葉集をえらび書かせ給へる四巻」という記事は紫式部の知識が乏しかったゆえかどうか等諸問題をもっと詳しく確かめる必要がある。

さて、宮廷におこなわれた礼儀と密接な関係をもって、それは「万代宮」にて、「万代礼の手本」であった。恐らく先に述べた漢時代の楽府を意識しながら出来上ったものである。その名義は「文華」・「文藻」等、当時既にはやっている文学表現があっても、ヨロツヨ万葉（歳）は何よりも主として、天皇の制度に対する祝福と同

時に、その礼儀の手本として集められた民謡・舎人の「作る歌」等の王道を賛美する教化性の深い和歌集に対しても、『続日本紀』・『古語拾遺』等と同様の祝福が表現されている。

## 十

このヨロツヨ万葉（歳）集という名称は永遠、永久を意味するものであるが、藤原佐世撰の『日本国見在書目録』（総集家）の中にみえる佚書『金輪万歳集五十一巻目録』がこの和歌集ヨロツヨ万葉（歳）集の命名にヒントを与えたのではないかと私は以前から考えている。

さて、この『金輪万歳集』について少々考えて見たい。漢籍にはこの題名は出てこないが、日本の『東域伝燈目録』（著者永超、寛治八（一〇九三）年）<sup>⑤</sup>に『金輪万歳集』一卷が見える。現存しない。

金輪王は本来四転輪王のうち、金の輪宝を感得し、須弥四洲（四天下）を統治する帝王であったのは周知のことである。金輪聖王は仏教で理想とする、りっぱな君主であるから、後にたとえとして、天皇もこのように名付けられた。たとえば、『大僧都空海嬰疾上表辞職奉状』（『統遍照發揮性靈集補闕抄』）にみえる「幸逢輪王。不遂所願」の所の「輪王」は淳和天皇を指す。

中国では唐の武則天（則天武后）の異称でもあった。武則天は高宗の後で、高宗皇帝が亡くなってから、朝政を執ったが、その二十

一年の在位の間、天冊万歳（元五年）、万歳登封（元六年）、万歳通天（元六年）等の年号もあり、後に万歳金輪（皇帝）という異称になったのも不自然ではない。

又、『旧唐書』の「経籍志」（卷下）の中の、「別集類」の帝王二七家の最後に、『垂拱集一百卷』（第二十六）、『金輪集十卷』太后撰（第二十七）が載っている。これらは則天武后の御制書（少くとも彼女の指導で撰集されたもの）であろう。この『垂拱集』の書名をみると、則天武后の時に、「垂拱」年号（元五年—元六年）があり、又その官吏の職掌を規定した『垂拱格』が思い出される。

以上、『旧唐書』には『金輪集十卷』とあり、これは則天武后の『垂拱集百卷』の次にある。又『東域伝燈目録』には『金輪万歳集一卷』とあり、これも『則天大聖皇后集十卷』の次にある。一と十とは間違いやすいので、巻数が一致しなくても、同じ書物を示すと考えられる。しかもこれは『日本国見在書目録』に見える佚書『金輪万歳集』とも同じではないかと推定する。

ところで、この唐の則天武のことは奈良時代からよく知られていることである。『続日本紀』に残った、以下の二つの記事は注意すべきである。

聖武天皇——天平七（七三三）年四月廿六日

入唐留学生從八位下下道朝臣真。備獻唐礼一百卅卷（略）樂書。

### 要録十卷。

このうち『樂書要録十卷』は『旧唐書』「経籍志」（卷上）の礼一百四部の後の樂二十九部の中に記してある。「樂書要録十卷・大聖天后撰」は、『四庫未収書目提要目録』には「樂書要録三卷、唐武別天撰」とある。即ち、七三五年に、唐の武則天が撰した『樂書要録一卷』は確かに聖武朝廷に献上されたはずである。

淳仁天皇——天平宝字四（七六〇）年三月十六日

勅。錢之為用。行之已久。（略）其新錢文曰万年通宝。

右の「万年通宝」の新錢文は、恐らく唐の則天武后時代の年号「万歳通天」等を意識しながら名付けられたものであろう。さて、これと同様に『金輪万歳集』を意識しながら、大同年間に勅撰された和歌集は、ヨロゾ万葉（歳）集々と命名されたのではないか。当時の書名の記し方は、万葉集か万歳集か万世集か—確かなことは分らないが、その意味は必ず「ヨロゾ集」であったにちがいないと考える。こうして、表面的に「万葉集」（“Collection of Ten Thousand (Myriad) Leaves”）であっても、実は「ヨロゾ集」、即ち“Eternal Collection” (or “Immortal Collection”) を意味した。この大同本ヨロゾ万葉（歳）集々（この和歌集の成立時期を大同四（八〇九）年と推定するからである）は後世の再撰者・整理者等にとって、基本となり、「古本・旧本」となったのではないかと想像す

る。

## 十一

九世紀の十年代以来、所謂ノ国風暗国時代ノに入り、弘仁・天長期における勅撰詩集（『凌雲新集』・『文華秀麗集』・『経国集』）の成立時期であった。官人・僧等の漢文学が盛んとなった。が、仁明天皇の承和年間から宇多天皇の寛平年間にかけては、所謂ノ六歌仙時代ノに入る。

さて、この間、歴史の面からながめると、天皇制律令国家体制が段々とくずれてきて、藤原摂関政治が台頭する。国風文化（和歌も含む）の衰弱はこれと直接ではないが、間接的に密接な関係をもっていた。貞観期頃に至って、日本の伝統文学への郷愁がつよくなり、自国の文化への再認識がなされてきたのは、当時の社会や、政治史等と全く無縁ではなかつたはずである。

ところで、漢詩文隆昌時期においても、国風文学が全面的に消えたのでは決してなく、当時の社会文化のなかに隠れ川として流れ、保持された。

さて、和銅年間以来、その国風文化（土風歌舞・風俗歌舞・歌謡・和歌等）の行く方を「六国史」等を通じて探究して行こう。雅楽寮、また後に大歌所で催された「踏歌」会があつても、「奏

風俗歌舞」等はめつたに出てこない。これと同時に、「命文人賦詩」はよく見えるが、和風の歌（和歌）についての記事もわずかである。

嵯峨天皇——弘仁六（七五）年四月廿二日

国司奏風俗歌舞

仁明天皇——承和十二（八五）年正月八日、十日

是日。外従五位下尾張連浜主於竜尾道上舞和風長寿楽。観者千数。（略）四座僉曰。近代未有如此者。浜主本是伶人也。時年一百十三。自作此舞。上表請舞長寿楽。表中載和歌。其詞曰。那那義乃。美与爾万和倍留。毛毛知万利。止遠乃於支奈能。万飛多天万川流。

丁巳。天皇召。尾張連浜主於清涼殿前。令舞長寿楽。舞畢。浜主即奏和歌曰。於岐那度天。和飛夜波遠良無。久左母支毛。散可由留登岐爾。伊天豆万毗天牟。天皇賞歎。左右垂涙。賜御衣一襲。令罷退。

仁明天皇——承和十三（八六）年四月朔

天皇御紫宸殿。皇太子入覲。（略）令弹琵琶。後令諸大夫知音者。遞吹笙笛弹琵琶更奏歌謡。日暮祿有差。

嘉祥二（八四）年三月廿六日

興福寺大法師等為奉賀天皇宝筭満于其四十。（略）副之長歌奉献。其長歌詞曰。日本乃。野馬台能園遠（略）夫倭歌之体。比興

為先。感動人情。最在茲矣。季世陵遲。斯道已墜。令至僧中。頗存古語。可謂礼失則求之於野。故採而載之。

文德天皇——仁寿元(八五)年三月十日

公卿大夫或賦詩述懷。或和歌歎逝。

同年十一月廿五日

須御豐樂院宴飲。悠紀主基二国奏風俗歌舞。献物同如昨儀。

さて、貞觀年間以来、『日本三代実録』に、その風俗歌舞・風俗樂等と同様、和歌の記事も段々と現われてくる。所謂「古今集時代」の準備期であろう。また同時に礼儀の復古時代でもある。

清和天皇——貞觀元(八五)年十一月十七日、十八日

悠紀国奏風俗歌舞。(略)乃主基国奏風俗歌舞。賜主基国所献

衣被。一如昨儀。是夜。天皇留御。親王已下百官侍宿亦如昨。

貞觀十五(八七)年正月朔

天皇御紫宸殿。賜宴侍臣。停雅樂寮音樂并吉野国栖風俗歌。以

去年九月太政大臣薨也。(良房)

貞觀十八(八七)年正月廿五日

先日。貞觀十六年大宰府言。香椎廟宮每年春秋祭日。志賀嶋白

水郎男十人女十人奏風俗樂

陽成天皇——元慶元(八七)年十一月十九日、二十日

悠紀国献物并奏風俗歌舞(略)主基国献物。風俗歌舞一同悠紀。

元慶四(八八)年五月廿八日

詔仲平行平守平等。賜姓在原朝臣。業平体貌閑麗。放縱不狗。略無才学。善作倭歌。

同六(八八)年八月廿九日

於侍從局南右大臣曹司。設日本紀竟宴。(略)預講席六位以上。各作倭歌。

同八(八八)年二月四日

詔曰(略)御心母正直久慈厚久慎深御坐天。四朝爾佐仕給天政道乎母熟給利。百官人天下公民末天爾謳歌所帰咸無異望。故是以天

皇璽綬乎奉天。天日繼位爾定奉良久乎。親王等王等臣等百官人天

下公民衆聞給部止宣。

光孝天皇——元慶八(八八)年二月四日

太上天皇遷御二条院。(略)歷数攸在。謳歌是帰。昔者漢文三讓雖高。猶当大横之繇。遂応代邸之迎。伏願陛下在此樂推。幸聽於群臣矣。

同八(八八)年十一月廿三日

未雞鳴。大嘗宮祭礼。既訖。天皇幸豐樂院。(略)悠紀国奏風俗歌舞。

仁和元(八五)年十月朔

皇帝御紫宸殿。賜宴侍臣。左右近衛府遞奏音樂。日暮奏和琴。

作和歌。群臣具醉。極飲而罷。

仁和二(八六六)年十月二日

天皇 御紫宸殿。賜宴侍臣。(略)左右近衛府遞奏音楽。酣暢

之後。勅命參議右衛門督藤原朝臣諸葛彈和琴。王公並作歌。天

皇自歌。宴樂畢景。

以上の如く、貞觀年間以来、和風文化(風俗歌舞・倭歌等)の  
 復古々・復古々等の時代に入る。八八〇年には現存最古の「在  
 民部卿家歌合」が行なわれた。又、「寛平后宮歌合」等を撰集した  
 『新撰万葉集』(上巻・寛平五(八九三年)が成立し、更に十二年後、  
 延喜五(九〇五)年に『古今和歌集』が撰上された。

## 十二

周知の如く、『新撰万葉集』(別名『菅家万葉集』)の成立事情  
 については、古くから大議論がある。金子彦二郎氏の後、川口久雄  
 ・高野平・山口博氏等、また最近、小島憲之先生も詳しく論じられ  
 た。ここに、『万葉集』編纂と関係する巻上の序にふれることにし  
 て、『新撰万葉集』の成立過程(その中、小島先生説と同じ方向を  
 とる所が多い<sup>28)</sup>)については、これをごく簡単に記しておきたい。

『日本紀略』の寛平五(八九三)年九月廿五日の条にみえる「菅原朝  
 臣撰進新撰万葉集二巻」はもともと『万葉集』と同じく単なる和歌

集(三百首か二百首か今別にして)であつて、後の『和漢朗詠集』  
 のような和漢詩歌集ではなかつたはずである。上巻の序文は確かに  
 道真が書いたが、その「先生」以下四十五字は後の挿入の部分であ  
 ると同様、撰進者の名前等を略した者も後人である。

宇多天皇に献上された『新撰万葉集』(撰進本)のほかに、道真  
 家に保存された『新撰万葉集』に道真は数首の詩を附し、門人等に  
 も左に詩を附すように進めた。何人(何十人?)かによって、本来  
 ある三(二?)百首の歌の左に詩を附したことになる、それを完成  
 させた代表者は延喜十三(九二二)下巻の序文を記し入れたのであろう  
 (上巻の序文の挿入者と同人ではなかつたか。又、源当国、或源当  
 時等か、色々な面から確かめる必要がある)。これらについては  
 別の機会に詳しく述べることにして、ともかく、以下の理由によつ  
 て、本来の『新撰万葉集』は道真撰であつたと考える。

(一)「先生云々」とは後人の挿入の部分である。前述の『日本紀  
 略』の記事の信憑性を疑う実際の証拠がなく、信用出来る。

(二)『菅家文草』等に収めていなくても、また四六の対偶文を精練  
 させていないことにもかかわらず、その文章の風気は一読して  
 道真の当時の作らしいこと。

(三)和歌復興の夜明け前(元慶年間以来)における菅原道真の役割  
 (『宮滝御幸記略』・『類聚国史』に採集された和歌等参考に



なる)。

(四)寛平六(八七四)年二月十日に道真を通じて古今和歌の献上が勅命された。

(一)について、小島憲之先生は前にあげた論文で詳しく述べられたので、(二)、又(三)、(四)について少々説明を加えておきたい。

川口久雄氏は、その序文の四六の対偶文は精練されていなく、その文章の風氣、一読して道真の作らしくないという意見を出したが、大系本「菅家文章・菅家後集」の詩文を一読しても、その詩文の中には、確かに当時の漢詩文の神様になる道真らしくはない作品も少なくないであろう。従って、菅原道真(他の内外詩人と同様に)のすべての作品がりっぱな文藻・詩華であったということでは決してない。だから、この序文は菅原道真の代表的な美作とくらべて、少々下手なものではあっても、菅原道真の作を否定する文献上の証拠には絶対ならない。それよりも、当時の道真の文学表現の実際的な比較等の面から注意しなければならぬと考える。ここにただ一つの表現上の同例を挙げて反省したい。

周知の如く、『書齋記』は道真の代表的な散文であっても、「四六駢儷の装飾的美文をつきぬけて、平淡にものごとを叙述しようとする記録体の散文である。(略)要するに土左日記のような和語の散文になる一歩手前の散文として注意すべきもの<sup>(30)</sup>」であり、この名

作が記されたのは寛平五(八九三)年七月一日であって、『新撰万葉集』上巻の序文(「寛平五載秋九月廿五日」)の前、ほぼ三ヶ月にあたる。その両者の表現等に注意すべきである。

『書齋記』

(略)鑽仰之間、為汝宿慮。(略)抄出之用、藁草為本。(略)而関入之人、其心難察。有智者、見之卷以懷之。無智者、取之破以棄之。

『新撰万葉集』上巻序文

(略)凡厥取草藁不知幾千。漸尋筆墨之跡。(略)難入難悟。所謂仰弥高。鑽弥堅者乎。然而有意者進。無智者退而已。

以上の表現上の類似点は全く偶然ではないであろう。

(三)について、日本紀竟宴和歌における菅原道真の重要な働き、また、漢詩の詩人であると同時に和歌の歌人である道真の活動等について今言及しないが、道真撰の『類聚国史』における和歌引用に注意しておきたい。即ち、もと二百巻の類書であつたうち、六十二巻しか現存しないにもかかわらず、その巻卅一(帝王十一)、巻卅二(帝王十二)、巻四十(後宮)、巻五十四(人部)、巻七十一(歳時二)、巻七十五(歳時六)、巻七十七(音楽)等には、現存本『万葉集』、「六国史」等に全く見えない和歌(大同年間以前、以後も含めて)も多く引用してあるのは、少々不思議なように思われるが、

しかし、菅原道真の、当時に存在する「和歌」との最も深い関係を示しているかと思われる。

(四)について、大江千里の『句題和歌』の序の記事が注目される。その序に、

臣千里謹言、去二月十日参議朝臣伝勅曰。古今和歌多少献(略)寛平六年四月廿五日散位従五位上大江朝臣千里

とある。右の通り、その「参議朝臣」は寛平六(八五四)年二月十日にその「古今和歌多少献」の勅命を伝えたということになる。筆者はこの某人「参議朝臣」はいかにも寛平五(八五三)年二月十六日、参議に任じられ、また、式部大輔を兼ね、更に四月一日、春宮亮を兼ねた菅原道真であろうと考える。が、寛平六(八五四)年四月廿五日に出来上った序文の現存形にみえないことは延喜元(九〇一)年正月廿五日、大宰権帥に左遷されたことと密接な関係がある。即ち、もともと序文に「参議菅原朝臣道真」と記されていたのが、左遷によって『日本三代実録』の中の菅原道真の重要な記事(元慶元(八七七)年十一月三日)、

又有 勅与参議刑部卿菅原朝臣是善。撰定貞観格式。

や、元慶四(八八〇)年八月卅日の菅原朝臣是善薨以下の

父清公学芸博通。才徳甚高。弱冠举试。为文章生。寻举秀才。

对策登科。延暦年中。为遣唐使。復命之後。累歴頭要。爵至三

位。猶为文章博士。以其为儒門之領袖也。有四子。是善。第四之子也。是善幼而聡穎。才学日新。弘仁之末。年甫十一。徵侍殿上。常於帝前。読書賦詩。廿二補文章得業生。其後文章博士。東宮学士。大学頭。式部大輔。相次補任。貞観十四年八月拜参議。式部大輔尚兼之。元慶元年遷刑部卿。勘解由長官近江守如故。三年十一月授三位。時年六十九。是藻思華瞻。声価尤高。

小野篁詩家之宗匠。春澄善繩。大江音人。在朝之通儒也。並以文章相許焉。上卿良吏。儒士詞人。多是門弟子也。天性少事。世体如忘。常賞風月。楽吟詩。最崇仏道。仁愛人物。孝行天至。不好殺生。臨終之夕言。四命絶根。不及孟冬悔過之期。今日雖死至彼月。为我修功德耳。一言而止。更无他語。是善撰文徳天皇実録十卷。文章博士都朝臣良香預之。又自撰東宮切韻廿卷。銀榜輪律十卷。集韻詩十卷。会分類集七十卷。又有家集十卷。等がとり除かれた(これらはたまたま『日本紀略』等によって補なうことが出来るが、すべてがこのように補なえるわけではなく、『参議菅原朝臣道真』の例はそれを推定するわけである)と同様、後人の手によって解消されたのであろう。

従って、『群書治要』を侍読して、『新撰万葉集』を撰進した菅原道真は、寛平六(八五四)年二月十日頃、恐らく大江千里にだけではなく、他の文官人にも「古今和歌集」の献上の勅命を伝えたと思わ

れる。『万葉集』・『新撰万葉集』が撰進されたが、後も引続いて道真が和歌の編纂を進めたことを語る記事として考えたらよかろう。

以上の四つの理由、特にこの『類聚国史』に引用した和歌の中に、『万葉集』などに見当たらない万葉時代の和歌もよく出てくるので、『新撰万葉集』上巻に述べられた万葉集の編纂事情と結びつけて考えることも決して無理なことではない。

ところで、平城天皇代の大同本万葉集(歳)集は、後世に入ってから、どうなったか。漢文を讚美する時代になっても、それは宮廷の中で確かに保存された。小島憲之先生が述べられたように、それは秘府本になってしまったと考えてよい。それと共にまた写本として、また抄をつくったことなども想像されよう。

さて、朝廷の書物庫に収蔵されたとしても、それが永久にそこに残り、存在する意味にはならないであろう。書物等、破れやすいものであり、しかも、『類聚国史』等を参考にしても、ほぼ百年の間、火災に会う機会も十分あった。今、最も可能性のある一つを挙げておきたい。『三代実録』(卷廿七) 清和天皇、貞観十七年正月廿八日に、

冷然院火。延焼舎五十四宇。秘閣收藏凶籍文書為灰燼。自余財宝無有子遺。唯御願書写一切経。因縁衆救。僅得令存。

即ちこの貞観十七(八七五)年の冷然院の火災によって、累代の漢和書

籍が多く焼失し、その中の一つとして、大同本万葉集(歳)集も(全部か部分か)灰燼になったと思われる。これを大同本万葉集(歳)集の秘府本として考えたらよかろう。すなわち、これ以外にも写本、また抄本の存在の可能性は十分ある。が、その秘府本が焼失したので、他の書籍を作らしめられた時に、『万葉集』も、大同本万葉集(歳)集の他の写本・抄本等を中心にして、再び勅撰する必要があった。『古今和歌集』に見える、

貞観の御時、万葉集はいつばかりつくれるぞと問はせ給ひければ、よみてたてまつりける

という文屋有季に対する清和天皇の質問の背景も物語っている。なお、ここで「万葉集」という書名が記されていることに注目しなければならぬ。なぜなら、これが文献にあらわれる「万葉集」という書名の初見でないが、記事の内容からすれば、貞観以前に「万葉集」という書名の例がないので、これをもって、その初出例とすることが出来るからである。こうして、当時の詩人・歌人の文官等が勅を奉じて、大同本万葉集(歳)集の残った写本を基礎にして、それを注釈し、他の古歌を集めた「古歌集」・『類聚歌林』等と共に、『古事記』・『日本書紀』等をも参考にし、口誦歌謡の中から古い民歌等を選び加えて、出来上った。その編集部に何人の平安官人がいた(その中に文屋有季もその一人であったか)かは詳しく

分らないが、その代表者は菅原道真であったにちがいないと思われる。

以上、「六国史」の記事等を通じて見てきたように、寛平年間には奈良王道の復興だけではなく、その文学の復興期でもあり、段々と国風和歌のルネッサンスに入る。更に宇多天皇の時代に入って、天皇と菅原道真との結合によって支えられた儒学的理想主義を色どる文化が大いに栄えた。

道真は、中国の楽府、またその後世に及ぼした影響（白居易の『新樂府』等）を意識したはずである。また、その頃既に広く知られた『白氏文集』（巻第四十八）に残った「採詩」も恐らく読んでいたと思われる。

故国風之盛衰由斯而見也。王政之得失由斯而聞也。人情之哀樂由斯而知也。

そして「古万葉集」の整理・註釈・増補の後、道真は『新撰万葉集』の撰集にかかった。

ところで、菅原道真を代表として、八七五年以来（八九三年以前）、整理・註釈・増補された今案本々万葉集（この名称は現存本『万葉集』の巻一・二等の左注の用語によったものである）は、はたして何巻であったか。これを考える際、最も重要な資料である『新撰万葉集』上巻の序文のうち、今までに最も議論の対象とされ

てきた部分を一体どのように理解したらよいかという問題に至る。筆者は、

於是奉綸綵綜緝之外更在人口尽以撰集成数十卷

を「ここに、綸綵を奉りて、（以上に述べた筆墨之跡を）綜緝する以外に、更に人の口にあるもの（古歌）をことごとくに撰集して、その（巻）数を十卷になした」と考える。又、新しい切り目によって「更在人口尽以撰、集成、数十卷」即ち「更に人の口にあるもの（古歌）をことごとくに撰んで、集め成して（集めあげて）、（巻）数は十卷である」というのも全く不可能ではないであろう。この拙訳は、従来の訳と特に「成数十卷」の解釈においてはなほ違うものである。これについて理由を述べておきたい。

先ず「成数十卷」の「成」と「数」の字義について考えておこう。周知の如く、この「成」は「なる」だけではなく、「なす」（しあげる、たてる等）の意味も表現する。又、この「数」も「かず」でありながら、物の多少の「かず」も、決まった「かず」も、またいくつか（二・三の、五・六の）の「かず」の意味を表わす。この「成数十卷」の場合、実は切り目がどこにあるか根本的な問題である。即ち、「成<sub>ニ</sub>数十卷」とすれば、これは疑いなく「数十卷となす」（二三十から五六十まで）となる。が、これが普通に使用されるかたであっても、「数」は、「いくつかの」の意味だけでは

なく、単なる「物の多少のかず」の意味で解釈が出来ると考えている。

『万葉集』（巻二十）の左注に

坂本朝臣人上進歌数十八首。

藤原朝臣宿奈麻呂進歌数八首。

布勢朝臣人主実進九日歌数廿首。

などとある。即ち、「某人が進れる歌の数は幾首なり」の如く、「数を十巻になした」、又は「集め成して、（巻）数は十巻である」という意味ではないかと考える。なお、「成数」は、孔穎達（五四―五六年）の「周易正義序」、「挙其成数言之」等の漢籍の用例に基づいて、「完全な数」・「定まった数」等の解釈の可能なことも無視できないであろう。

小島憲之先生は「道真が斯界に文人鴻儒の名をほしいままにした人であるにしても、自身を「先生」と呼ぶことは、余りにもおほけないことであろう」と述べられた<sup>32</sup>。同様の意味で、この「万葉集」の整理・増補等の大きな業績をあげる時に、彼の有名な詩句が白樂天の詩句に勝ると当時の儒者たちに評されたというようなこと（『大鏡』・『江談抄』）もあり、「文人鴻儒の名をほしいままにした」道真が二十・三十等の巻があったなら、その代りに単なる「いくつかの十巻（数十巻）」と記す人では全くなかったと思っ

ている。

『菅家後集』の「奉感見献臣家集之御製、不改韻、兼敘鄙情、一首」の中に、「且成四七箱中巻」があり、「献家集状」にも「且成十有二巻」がある。また、その貞観十五（八七三）年頃編集を志して、遂に完成をみなかった『治要策苑』の序文にも、「惣六十道、分爲十巻」と記されている。

また道真は「万葉集」の際にも、正確に巻数を記したはずである。これらの立場に立って、従来の「数十巻となす」解釈の可能性もみとめながらも、筆者はいかにも「（巻）数を十巻になす」、又は「集め成して、（巻）数は十巻である」をとりたい。

さて、勅撰された「万葉集」（十巻）から選んでできた「要抄」（「万葉集抄」？）は『袋草紙』（藤原清輔）にある複雑な表現から、「五巻」とする解釈もできるかもしれないが、これは十分確かめる必要があるであろう。が、その写本は確かに「稀」であったので、当時から種々な抄のできた可能性が深いと思われる。

ところで、今案本々万葉集々の構成は「又以類分、類分之中、各以時代相次」（昭明太子の『文選』序）、即ち、「雑歌、相聞、挽歌等」分類の中、「〇〇天皇代」の相次であり、寛平五（八九三）年に撰上された『類聚国史』に種々な面で似ている所が恐らく多かつたと思われる。

又、その今案本『万葉集』と現存本『万葉集』の内容の比較は最も重要であつても、今一言で述べることができない。が、現存本『万葉集』二十巻の巻一・巻二等が、今案本『万葉集』の十巻のうちのある巻に近かつたとしても、しかし、大同本『万葉集』と同様、今案本『万葉集』は、全体的に、完全な巻は今までに残つてないと思う。しかし、その資料は部分的に散布して、或る程度まで保存された。がしかし、寛平年代、その今案本『万葉集』の中には、現存本『万葉集』の巻五<sup>33</sup>、及び大伴家持をめぐる家集的な巻十七・十八・十九・二十等の大部分の和歌は集められていないと考へている。今案本『万葉集』はいかにもその中心は儒教的な教訓の立場からの歌が撰集されたもので、その『新撰万葉集』上巻の序に見える通り「況復不屑鄭衛之音乎」であつた。即ち、小島憲之先生の説明の如く、<sup>34</sup>「まして春秋戦国時代の鄭・衛二国のやうな淫猥な亡国の音楽（歌謡）などは問題にしてゐない。」

また、『論語』（「衛靈公」）にある孔子の有名な言葉「放鄭声、遠佞人。鄭声淫、佞人殆。」について、『五経異義』は「鄭の国の俗、溱と洧の水あり、男女聚まり会して、謳歌し相い感<sup>おも</sup>う。故に鄭声は淫なりと云う」と説いた。

ここに、現存本『万葉集』における自由な、放縦な恋歌は、当時の儒教的教訓の立場から撰集された今案本『万葉集』にあまり入ら

なかつたと思われる。性質は『玉台新詠』より『文選』等に近かつたであろう。恋歌の大部分は、今案本『万葉集』等の書跡を中心にして、家持をめぐる家集的なものと共に十世紀以来の某人が撰集した現存本『万葉集』の一部分として収まつたと推定する。

ところで、寛平年代頃に知られた平安朝以前のすべての和歌資料が今案本『万葉集』に撰集されたというわけでは全くない。たとえば、現存本『万葉集』等にある橘諸兄・大伴家持等に関する和歌の大部分は、諸兄の子である橘宿禰奈良麻呂の「家書四百八十卷」の中に残っていたのではないかと私は推定したい。なぜならば、『続日本紀』に以下の記事が見える。

仁明天皇——承和元（八三）年十月四日

昔被没官橘朝臣奈良麻呂家書四百八十卷。賜彈正尹三品秀良親王。以外戚之財也

即ち、乱後に、没官された奈良麻呂の家書四百八十卷が確かに秀良親王に賜与されたが、この書物の以後の行方が不明である。が、家持をめぐる、その乱（七七年）以前の資料の多くはこの「家書四百八十卷」の中にはじめて残り、そして、十世紀以来、某人が今案本『万葉集』等の書跡に加えて、現存本『万葉集』の一部分としたのではないか等について、今ページ数の関係があるので、将来詳しく述べたい。

最後に、この今案本々万葉集々の名義について考えておきたい。

以上述べてきたように、大同本々万葉(歳)集々は王道主義の立場に立って、主として天皇、及び礼儀を讃美して、多くの民歌、宮廷歌人の讃美歌等を集めた勅撰集であった。名義はヨロヅヨ集であって、それはいかにも、折口信夫氏等も述べたように、「万葉とは天子の万代を讃美する文句のこと、其万葉を集めたといふだけの事だ」<sup>35)</sup>を主とし、また同時に、この和歌集に対しての祝賀慶福の意味も含めていると云えよう。これは秘府本になったが、八七五年、冷泉院の火災によって(全部か、部分か?)焼失したので、整理、再撰、増補等が必要となった。これは時代的に和歌興隆の前夜にあたる。

恐らく、その「二十一歳の青年で即位し、天子としての自覚に徹し、理想政治を行なう熱意にもえていた」<sup>36)</sup>宇多天皇の勅令によって整理・再撰・注釈・増補等が完全になされた。この編集事業の代表者は当時の和漢の詩人、和歌の歌人、王道の儒教者を兼ねる菅原道真であった。道真は中国の楽府等の伝統を意識して、主として国民は「唯思万歳聖皇占」(『菅家文章』・卷五・「七夕、応製」)のため、また同時に天皇は「唯思万歳政之道」のために々万葉集々を

整理・再撰、等した。が、道真は政治家だけではなく、歌人でもあった。古い「やまとうた」の芸術性も十分理解した。従って、或いは、大同本々ヨロヅヨ集々の表現のしかたが「万歳集」等であったならば、それを「万葉集」としたであろう。もし、ずっと以前も「万葉集」であったならば、そのもともとの「万葉(代・歳等)集」の基本的な意義に、「万(言)葉集」という解釈も加えたのではなかったか。

先にも見たように「言之葉」の書き方の最初の用例が、『新撰万葉集』の和歌に見えることから、これが道真の独創なることが容易に推定される。また、後十二年に撰上された『古今和歌集』から、当時、「木の葉」・「言の葉」等の掛詞の使用が相当はやっていることが確かめられる。この他、平安朝の漢詩でも(世・代の)「葉」と(木の)「葉」の理屈的な、隠語的な表現がみられる。たとえば、道真の孫にあたる菅原文時の「暮春侍宴冷泉院」(『本朝文粹』)の詩序に、

冷泉院者万葉之仙宮、百花之一洞也

がある。これについて、山田孝雄氏も「万葉は百花に対せる故に木の葉の如くに見らるる如くなれど、なほ万世の義なること疑ふべからず」<sup>37)</sup>とみとめた。

九世紀末頃、道真はこの書名で、本来の(当時にも中心的な)意

義（万歳・万代）を保存しながら、その「凡厥取草藁不知幾千」（『新撰万葉集』上巻の序）を、即ちヨロヅノコトノハ（ヨロヅノウタ）の意をも当時の和歌の掛詞の表現であらわしたのは全く不思議なことではない。逆に、和歌集の名義として、漢語本義のほかに当時、和語副義をも含めて表現するのは、日本の文の芸を象徴する書名の、りっぱな、道真らしい発想と云えよう。恐らく他のものとともに、今案本々万葉集々の序にそのことが詳しく説明されていたものと推定する。従って、当時の人は『古今和歌集』の序文等に見えるように、その本来の意義（ヨロヅヨノ集）と共に、道真によって作られた新らしい意義（ヨロヅノコトノハノ集）も十分理解出来たのではないかと思われる。

ところで、この今案本々万葉集々の行方が後どうなったか不明である。天曆三（九四九）年にその冷然院が再度炎上したという事実に運命を共にしているか。それとも、道真の左遷ともっとも密接な関係を持っているかどうか。これは仙覚以前における非常に複雑で、未詳なことではいっばいの現存本『万葉集』伝記の一部分として将来の研究課題となるであろう。が、ともかく、周知の如く、道真の死後、彼の本官は復され、北野神社が創立され、それが永延元（九六七）年初めて官幣に預り、天満宮天神の祭祀を行なうに至る。又、寛弘元（一〇〇四）年に一条天皇は北野神社に行幸になった。こうして菅原

道真の怨霊に対する恐れとまじって、崇拜は段々大きくなっていった。だから十一・十二世紀の文人の中にはまだ道真の『万葉集』の整理・増補・注釈・再撰等の事実をある程度まで知っていたと思われる。たとえば、藤原敦光は、「柿下朝臣人麿画讃」の序（『本朝続文粹』、巻第十一）に、

思扁舟而瀝詞。誠是大義之秀逸。万葉之美談者歟。

と記し、また「九月尽日陪天満天神祠」（『本朝無題詩』、巻十）の詩末に、

万代祝言唱廟庭。蓬嶋李門尋累跡。寄高仰徳風馨

と詠んでいる。彼は、この「万葉之美談」、又「万代祝言」を恐らく、今案本々万葉集々の掛詞的な名義を意識し、頭に置いて詠んだものと思われる。

従って、平安朝の文人にとって、今案本々万葉集々の名義は表面的にはただ「万（木の）葉集」（“Collection of Ten Thousand Leaves”）であっても、うらには、その元来の意味「万葉（歳）集」（“Eternal Collection”）とともに「万（言の）葉集」（“Collection of Ten Thousand Words”）も隠れていることが分っていた。言い換えれば、おおやけに解かれた謎であったと推定する。従って、今もその書名を同様に掛詞として解釈し、文学的な表現で云えば、“Immortal Anthology of Myriad Waka-poems”と訳



したらよかろうと思われる。

本稿の命は、予定通り、ただ『万葉集』名義の私解、即ち掛詞的解釈の説明でありながら、その編纂者・成立過程等について非常に未熟な意見をも述べ、これによって、全体の内容が大変煩雑なものになってしまったことを恐れる。が、編纂事情に触れないと、実は単なる名義について論じることが出来ないと思っている。読者諸賢の御批評を乞い、今後、この『万葉集』成立等の謎を解くために文献等に基づいた細路を追求して行きたいと考えている。

注① J. L. Pierson, *The Manyoshu*, Leyden, 1929—1964.

② Anna Glushkina, *Manyoshu*, Moskau, 1971—1972.

副題として「万の木の葉の集」の露訳を挙げ、更に解説の所で、(3)説以外の(1)・(2)説を紹介している(巻一・三—四頁)。なお、訳者の『万葉集』の全廿巻の解釈等については将来詳しく述べたい。

③ 日本古典文学全集『万葉集』(一)、二頁(昭和四六年)

④ 『万葉集代匠記』(一)(初稿本「惣釈」、精撰本「第一」二三—三四頁、武田祐吉校註、昭和一八年)

⑤ 毛利正守学兄と共編「同音読の掛詞『絲』(si)・思』(si)』について」(『万葉』第八〇号)

⑥ 『上代日本文学と中国文学』中、五三頁、昭和三九年。

⑦ 『近江奈良朝の漢文学』、第五編(第一章、「漢文学と万葉集」)、昭和二一年。

⑧ 『万葉集』書名の意義」(『万葉』創刊号)

⑨ 『万葉集名義考』、『万葉集考叢』五—七頁。昭和三〇年。

⑩ 『万葉集の名義』、『万葉集雑攷』二—四頁。昭和七年。

⑪ 『万葉集』書名の意義」(『万葉』創刊号)

⑫ 『上代日本文学と中国文学』中、第五篇、万葉集の表現。

⑬ 日本古典文学大系本『万葉集』(三)、四三頁。昭和三五年。

⑭ 『時代別国語大辞典上代編』に「ことば〔辞・詞〕(名)ことば。(略)〔考〕「松影の浅茅が上の白雪を消たずて置かむ言者かもなき」(万一六五四)の「言者」をコトバと訓み、呪言の意味ではないか、とする説がある」とした。

⑮ 「羣書類従」第十六輯、和歌部七。

⑯ 拙稿「『懐風藻』の撰者について」(『万葉』第七四号)

⑰ 「万葉集の編纂は宝亀二年以後なるべきことの証」(『心の花』)『万葉集考叢』所収。なお、上代特殊仮名遣の面から『万葉集』の編纂を論ずる意見があっても、筆者は以前から「上代特殊仮名遣」に対しては、その傾向があっても、法則とすることに対しては疑問を感じるので、確実な信用ある研

究方法としては認め難い。

- ⑱ 『新潮日本文学小辞典』（昭和四三年）
- ⑲ 『新潮日本文学小辞典』
- ⑳ 日本古典文学全集『万葉集』(一)（昭和四四年）三〇四頁。
- ㉑ 『新潮日本文学小辞典』「和歌」
- ㉒ 『大漢和辞典』卷三、四〇四頁。
- ㉓ 『中国詩史』上（昭和四二年）二六〇頁。
- ㉔ 日本古典文学大系本「日本書紀」下、四四頁の頭注（二四）
- ㉕ 日本古典文学大系本『日本書紀』下、四四頁の頭注（二四）
- ㉖ 周知の如く、隼人を異民族としてみる説もあるが、全くそうではなかったとしても、『続日本紀』の養老六（七三〇）年四月十六日、また天平十二（七四〇）年十月九日等の記事にある「訳語人」の役割もあったため、隼人の南九州の方言は、中央の言葉とはなはだしく違っていたことが窺える。だから、中央の言語の発音練習も必要であったはずである。

⑳ 『大日本仏教全書』第一、『仏教書籍目録』第一。

㉑ 小島憲之「万葉集の編纂に関する一解釈―菅原道真撰の説によせて―」（『万葉集研究』第一集）。筆者は口頭発表の時、

「先生」は嶋田忠臣ではないかと考えたが、今、種々な面から反省して、小島先生と同じく挿入説に賛成する。が、これ

と共に、「先生」が「先王」の誤りではないかという問題はいろいろな写本間の文献学的な研究が必要であろう。

- ㉒ 川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』、中篇第十一章。
- ㉓ 日本古典文学大系本『菅家文章・菅家後集』、川口久雄校注、五三六頁。
- ㉔ 「万葉集の編纂に関する一解釈」（『万葉集研究』第一集）
- ㉕ 「万葉集の編纂に関する一解釈」（『万葉集研究』第一集）
- ㉖ 「拙稿「『憶良謹上・憶良上』の新解釈より見た『万葉集』巻五の編纂について」(“Papers for the International Conference on Japanese Studies”) 参照。
- ㉗ 「万葉集の編纂に関する一解釈」（『万葉集研究』第一集）
- ㉘ 『日本文学史ノート』1、三三頁。
- ㉙ 坂本太郎『菅原道真』（人物叢書）八七頁。
- ㉚ 「万葉集名義考」、『万葉集考叢』二頁。

（ブタペストにて、一九七四年正月稿）

# 幼婦たわやめと言はくも著く

——坂上郎女の怨恨歌考——

橋 本 達 雄

## 1 はじめに

万葉集巻四に載る大伴坂上郎女作の「怨恨歌」(六九・六三)は、  
一体誰を対象に詠まれたものか。この問題はこれまで久しい間さま  
ざまに論じられてきたが、まだ決着はついていない。候補者として  
は、坂上郎女が結婚したことの明白な穂積皇子・藤原麻呂・大伴宿  
奈麻呂の三人のうち、穂積皇子は郎女のきわめて若い時代の死別で  
あり、「被<sub>レ</sub>寵無<sub>レ</sub>儔」(五三左注)ともある為か候補に上ってこない  
が、他の二人はいずれもこの歌の対象にあげられており、甥の大伴  
駿河麻呂を考える説、あるいは近年では特定の人物を比定する行き  
方に疑問をさしはさみ、フィクションによる作とする見解も見えて  
いる。それぞれの根拠は必要に応じて触れてゆくことにしたいが、  
本稿でもこの問題について新たに考えてみたい。

幼婦と言はくも著く

## 2 年代と位置

はじめにこの作品の制作年代および巻四における位置を見定める  
ことにより、問題を解く手がかりとしたい。  
制作年代に関する推定は、すでに多くの人々が試みてきているこ  
とで、この巻がほぼ年代順の配列をとっていることを認めて、この  
歌が大伴旅人の帰京後の歌、あるいは旅人の薨(天平三年七月)後  
と思われる時期に資人余明軍が家持に与えた二首の歌などの後にあ  
り、また当該歌の直後には「西海道節度使判官佐伯宿禰東人の妻、  
夫の君に贈る歌一首」(六三)とその和歌があり、節度使が初めてお  
かれたのが天平四年八月であることから、その間、すなわち天平三  
・四年の作と考えるのである。この推定は大方の一致した意見で、  
おそらく大筋は動かないところであろう。しかし、たとえばこの少  
注①

し前にある、笠女郎が大伴家持に贈った二十四首の歌は、ある一定期間内に作られたものが一括されているとしてよく、仮りにこの作品の中に、後に続く山口女王が同じく家持に贈った五首よりも新しいものがあつたとしても、おそらく一括のために前に配列されている場合もあろうから、細かい順序には前後することもありうると思われる。換言すれば「怨恨歌」が佐伯東人の妻の作の前にあるからといって、必ず天平四年八月以前としなければならぬというわけではなく、それ以後のいくばくかの期間を制作の時点として許容しうる余地もあるということは考えておくべきかと思う。そう思う理由は、この「怨恨歌」が大伴家持に関する相聞贈答歌群の直後に配列されているという位置の問題ともからむからである。

その位置についてももう少し細かく見よう。すなわち、さきの余明軍の歌の直後から、巻四は次のような配列となっている。

- 1 大伴坂上家之大娘報<sub>ニ</sub>贈大伴宿禰家持<sub>ニ</sub>歌四首(五二―五四)
- 2 大伴坂上郎女歌一首(五五)
- 3 大伴宿禰稻公贈<sub>ニ</sub>田村大嬢<sub>ニ</sub>歌一首(五六)―姉坂上郎女作
- 4 笠女郎贈<sub>ニ</sub>大伴宿禰家持<sub>ニ</sub>歌廿四首(五七―六〇)
- 5 大伴宿禰家持和歌二首(六一・六三)
- 6 山口女王贈<sub>ニ</sub>大伴宿禰家持<sub>ニ</sub>歌五首(六三―六七)
- 7 大神女郎贈<sub>ニ</sub>大伴宿禰家持<sub>ニ</sub>歌一首(六八)

8 大伴坂上郎女怨恨歌一首并短歌(六九・七〇)

この一群は2・3の二首および当該歌の8を除いて、明らかに家持の相聞贈答歌群であつて、総歌数三十六首という一つのまとまりをもつた部分である。2・3・8がどうしてこの位置にあるのかはよく説明できないが、後の補入であるかもしれない。中西進氏の題詞形式による分類によれば、2・8は別の資料によることになり、編纂の際の補入ということになり、3だけが例外となる(中西氏は「介入する稻公の歌は例外的だが、坂上大嬢の関係で入ったものか。」として<sup>注②</sup>いる)。題詞形式の相違をそのまま資料の相違とすべきかどうかについては未だ定見を持っていないので後考にゆだねることにしたいが、この1―8の資料がはじめから一団をなしていたとすればいうまでもなく、もし2・8あるいは3も含めて後の補入であつたとしても、8がこのようなにはつきりとした家持相聞歌群の直後に位置している意味は軽視できないところである。ましてこれ以後は家持と直接無関係の歌群が続くのである。

巻四は以後しばらく家持関係の相聞を収めず、五十四首をへだてて中臣女郎が家持に贈った歌(七五―七九)で再び姿を現わす。この処置は明らかに前の歌群から区別するためのものであろうから、時間的にもある隔たりのあつたことを思わせる。坂上郎女の歌も「怨恨歌」以後二十六首をへだてて六四七番歌に至るまで現われない。

このことも編者は8の「怨恨歌」を1〜7に至る家持相聞歌群と密着した位置づけをしていることを物語る。

いったい家持の青春時代の相聞歌群は、およそ三つの時期に区分することができるのであって、前記の歌群はその前期と考えられる。卷八春相聞の家持が坂上大嬢に贈った歌（四四八）や笠女郎が家持に贈った歌（四四九）の配列が、天平五年閏三月の笠金村作（四四五）（四四六）の前にあること、および卷四の前記の配列などから、その時期の目安をつけるならば天平四・五年の頃を考えてよい。山口女王・大神女郎らとの交渉もこの時期である。後期は七二四番歌の題詞「大伴宿禰家持贈坂上家大嬢二首」の下注に「離絶数年復会相聞往来」とある頃から後で、卷八の一六一九番歌および一六二〇番歌左注の「天平十一年己卯秋八月作」などにより、この頃以降と考えられる。坂上大嬢との復交がなり、紀女郎などが対象となる。したがって天平五年頃から天平十一年頃に至る六、七年が「離絶数年」の期間で、これを中期とすれば、中臣女郎・河内百枝娘子・粟田女娘子、ほかに名も知られぬ娘子・童女らと恋のやりとりのあった時期である。これらの女性は前期と後期に交渉をもつ坂上大嬢のほかは、他の巻を考慮に入れても、ほかの期にまたがることはない（ただし娘子は中期と後期に出る。同一人とすれば例外的継続である）。

幼婦と言はくも著く

このようなことがかなり明瞭に見定められることは一体何を物語るか。一方卷四の最終の編纂者は家持であろうと一般に認められているところである。だとすれば自身の相聞の三期区分もみずからの配慮に基づくとしてよく、「怨恨歌」をほかならぬこの位置に据えたのも家持であったということになる。それをみずからの青春時代前期の相聞歌群の末尾に置いているのは、家持にはその制作年代も推察のついたことを物語り、制作事情にもおよそ通じていたことを思わせる。家持にとってこの歌は、相聞前期の末尾に据えるべき意味をもっていたのではなからうか。

その意味とは何か。私見はこれをわが子坂上大嬢のこの頃の気持ちを代弁的に詠じて家持に贈った歌ではないかと思うのである。さきにも言及したごとく、坂上大嬢と家持との仲は、この頃を境として「離絶数年」の時期に入るのであり、この作品の制作事情を上述のように理解できるとすれば、「怨恨」なるテーマ自体およびその気持ちを訴える位置として、この配列はきわめて適切なものとなるのである。

### 3 幼婦と言はくも著く

では作品の内容・表現からそれを裏づけることができるであろうか。以下に考えてみよう。作品は左のごとくである。

押し照る 難波の菅の ねもころに 君が聞して 年深く 長  
 くし言へば まそ鏡 磨ぎし情を 許してし その日の極み  
 波のむた なびく玉藻の かにかくに 心は持たず 大船の  
 たのめる時に ちはやぶる 神や離けけむ うつせみの 人か  
 禁ふらむ 通はしし 君も来まさず 玉梓の 使も見えず な  
 りぬれば いたもすべ無み ぬばたまの 夜はすがらに 赤ら  
 ひく 日も暮るるまで 嘆けども しるしを無み 思へども  
 たづきを知らに 幼婦と 言はくも著く 手童の ねのみ泣き  
 つつ たもとほり 君が使を 待ちやかねてむ

反歌

初めより長くいひつたのめずはかかる思ひに会はましものか  
 この歌の評価については、一部に切実な怨恨の情を認める見方も  
 あるが（たとえば『全釈』）、一般にはその反対であって、近年の  
 注釈書を見ても、

○対句を多く使用し、枕詞なども多く、一体にごたごたしてい  
 て、怨恨の歌と題してあるほどの悲痛感が乏しい（全註釈）

○此の歌の調子には相当のんきな所があつて、殊に結句の「待ち  
 やかねてむ」などは、せっぱつまつた失恋者の作であるか否か  
 を疑はしめる所さへある（私注）

○……五七五七の調がくだけ、格調を弛めてをるので、題詞にあ

る怨恨の情も、やや切実味を缺いてゐる（佐佐木・評釈）  
 のごとくあり、これらの評言はおおむね適切なものであらうと私に  
 も考えられる。たとえば「ちはやぶる 神や離けけむ うつせみの  
 人か禁ふらむ」の句にしても、怨恨の情を直接相手に訴えることも  
 なく、神や人のせえに帰しているのだが、小野寺静子氏の言うごと  
 く、「怨恨の対象への寛大さ、対象に怨恨の情が据えられていない」<sup>注⑨</sup>  
 という迫真性に欠けるものがあり、結句についての『私注』の見解  
 とも符合して、「全体としては平板で、立体感の乏しい、したがつ  
 て魅力の少ないもの」（窪田・評釈）としているようである。

大体、坂上郎女の詠風は余裕のあるものが多く、どこまでが真実  
 の表白であるか疑わしめるものも少なしとせず、多くの類歌・類句  
 を踏まえ、巧みにそれを駆使している例を随所に見せていることは  
 周知のところである。この作品もその範囲に含めうるものとするこ  
 とができよう。そこに共通の社交的基盤を見て、「みやび」への志  
 向性を見出した青木生子氏の見解<sup>注⑩</sup>も首肯できるものがあるが、当面  
 の歌に見られる迫真性の乏しさを、藤原芳男氏は、「郎女が麻呂に  
 別れた直後の生々しい感情を訴へたものではなく、それより十数年  
 を経た後の作であることによると思ふ」として「彼女の周囲におけ  
 る家持ら若き大伴家の人々の或は作歌の、或は婿ひの営みを眺め、  
 さういふ雰囲気に触発されて己が過ぎし日の」「麻呂との恋を回想

したいはば追体験の作」と考えたのであった。<sup>注⑤</sup>

また、前記小野寺氏も、この迫真力の弱さと「挽歌にも通用される詞句、対句、挽歌的手法、構成」などを通して、「男女の怨みの情念を詠いあげるといふこととは異なる、『怨恨の歌』という題をもった一つのフィクションにすぎないのだ」とする結論を導き出しているのである。<sup>注⑥</sup>

藤原氏は歌に見られる郎女の姿勢から「麻呂を措いて彼女の恋の対象として擬すべき人が外に」<sup>注⑦</sup>ないとして、麻呂を対象としたものとし、沢瀉氏注釈もそれに賛意を表している。ただ沢瀉氏はその詠まれた時期については、麻呂との贈答歌（五二一―五二六）の頃に求めているのである。しかし、沢瀉説によれば、ではなぜこの歌がこの位置にあるのかの言及はなく、不審となろう。この点では『全注釈』が、「藤原の麻呂との関係であろうとされる」としながらも、「またかように自身の上のこととすれば、ここに家持等の相聞の中に置かれているのは、順序を失したもので、もっと前に置かれねばならない」と述べているのがもっともな見解となろう。

ここで改めて問い直して見たいのは、恋の相手を恨むという、尋常ならざる「怨恨」という主題についてである。何ゆえに坂上郎女はこの時点で、かくも穏やかならぬ主題の作品を詠む必然性があったのであろうか。当時彼女自身の恋愛の相手にかかる情を訴えるに

幼婦と言はくも著く

適当な人は見当らず、それゆえに藤原氏のいう、大伴家の人々の嬬いの営みや雰囲気に触発されたとする考え方は示唆的ではあるが、もう一步「怨恨」という主題に対するつながりに欠けるものがあるのではないか。小野寺氏は、怨恨歌詠出の根源を、広く失われゆく古代性への怨恨として探り、フィクションへと結びつけてゆく捉え方を見せており、<sup>注⑧</sup>郎女の志向した世界を根底から探ろうとする上ですぐれた論というべきであろうが、この作品が、ほかならぬ恋愛上の怨恨を正面に押し立てていることについては、もう一つ届かないもどかしさというか、やや迂遠な感を抱かざるを得ないのである。しかし、これを前節で指摘したごとく、坂上大嬢と家持との間のものでして考えるならば、上述のつながりの欠如、迂遠さという点は払拭されるのではないか。また迫真性のなさということも、郎女の歌に広く認められることとはいえ、諒解できるのではなからうか。もちろん作歌の基盤・背景には、かつての麻呂や宿奈麻呂との恋愛経験が活かされているであろうことは言うまでもないことながら、しかしそれらはすでに遠い日の記憶である。特に恋の苦しみは「喉元過ぎれば熱さ忘れる」のたぐいに近いものではないのか。往時の恋はなべて美しいのである。しかるにそれとは逆な感情をあえてよみがえらせつつ、「怨恨」なる主題の長歌を、この天平四、五年の時点で作ったということは、途方にくれる愛娘の姿を眼前にしつつ

ある時、もつとも適切なものとなるのではなからうか。

この推察を傍証しているかに思われる語句が長歌の中に見出されるように思う。それは末尾近くにある。「幼婦といはくもしるく」の句である。これは「たわやめといはくもしるく」と訓まれており、諸注同様である。「たわやめ」はもちろん男子の「ますらを」に対する語で、たおやかな女性（『時代別国語大辞典 上代編』）であるが、万葉では多く「手弱女」の文字を用いているように、当時はか弱い女性、あるいは力の弱い女性と解していたらしい。したがって全体では「世に幼婦（たわやめ）」という、全くその通り」（『日本古典文学大系本』）とか、「人がたわやめといふ事ももつともで」（『注釈』）と解するよりほかないものであるが、ここに「たわやめ」を表記するのに、どうして「幼婦」の文字を使用しているのであろうか。「幼婦」の熟語はもとより中国にもあって、「幼い女」の意で用いられているという（『大漢和辞典 巻四』）。だがここでもう少しせんさくするならば、「幼」の文字はいいとして「婦」の文字は、『説文』に「婦服也从女持帚灑埽也」とある。『大字典』はこれを引き「即ち人の妻たる者。転じて一般の女の義」と説明している。「婦」の文字は『大漢和辞典 巻三』によっても多くの意味が列挙されているが、そのほとんどは、何らかの意味で嫁した女の意である。「妻」の意で使っている明らかなものは「婦、女子已嫁曰婦」

（『正字通』で、「夫ある女。女ムスに対して称す。」と説明されている。「婦」の原義ないし中心がそこにあるとしてよいならば、この場合は、いわゆる「幼な妻」となるう。万葉集の文字表記がすべて原義に忠実であるとはいえないので若干の問題は残ろうが、後にも触れるように、特殊な表記なればこそ、ここに坂上郎女の意図を汲み取ることができるよう思う。そこでこの用字を生かして解釈するならば、「世に幼い妻という、全くその通り」とか「人が幼い妻という事ももつともで」とかにならねばならず、作中の女性はそのごとく幼い妻ととるほかなからう。この用字に注目して説をなしているのは『全註釈』であって、「幼婦ト言ハクモシルクとあるように少女期の作なのであろう」と前に引用した文に続けて述べているのであるが、そうだとすればやはり配列上の位置の問題が解決できず、その上、かかる行き届いた周到な語句の配置を見せる長歌を少女期に作ったとすることにも無理があるう。「たわやめ」を「幼婦」と表記した例は、沢瀉氏の『注釈』も注意しているように、集中このほかには、やはりこの家持の前期相聞歌群中の坂上大嬢の歌（其二）にあるのであって、他に例を見ない特殊なものなのである。

坂上大嬢の年齢は天平四、五年頃十三、四歳と推定できるのであり、「幼婦」と表記するにふさわしい年齢といえる。集中十例を数える「たわやめ」の用例のうち、坂上郎女にはほかに「手弱女」の



文字を用いた例もある(3—三六)。しかるにここに「幼婦」を用い、しかも集中二例しかないものが同一の歌群中に見出されるということは、必ずや両者に深い関係が蔵されていると見てよいだろう。坂上郎女はこの一群の中に、弟稻公の代作歌(三五)もとどめているのであつて、これらから類推するならば、あるいは大嬢の家持に贈る四首の歌(三二—三四)も、母坂上郎女の代作であつたとも考えられるのである。すでに早く伊藤博氏は、この四首の中に「幼婦」の文字のあることに着目し、次のように言っている。

ここに、「幼婦」なる用字をもつて記すのは、時の大嬢の年令と関係があるのかもしれない。家持とは数年は離れていたとすれば、ときに彼女は、八、九才、歌の作れる年令ではない。いまの四首は、母郎女の代作であろう。<sup>注⑨</sup>

と。管見とはいささか異なる観点からの推察であるが、それだけに一層「代作であろう」とするこの見解は心強い。代作とすれば言うまでもなく、もしこの四首を代作と考えるのが行き過ぎとしても、坂上郎女が「怨恨歌」を作り、この文字を用いた際に、大嬢の五八二番歌を念頭に置いていたであろうことは信じてよいと思われるのであつて、いずれにせよ、いよいよ「怨恨歌」が大嬢の立場を、疎遠になった家持に訴えたものとする蓋然性が高まるのである。

家持が大嬢といったんは交渉を持ちながらも、数年の間離り絶え

幼婦と言はくも著く

ていた理由は、結局のところ明らかにはしがたい。が、一般に言われているように、あまりにも幼くあどけない大嬢に飽き足りぬ思いを家持は抱き、少年期から青年期へ移る頃の男性によくあるという、年上の女性などへの憧れ心などもあつて、ほかのもう少し女性らしい対象へと関心を注いでいたのであろうか。笠女郎・山口女王・大神女郎などがその人々と考えられ、また天平十一年に死去した「妾」も(その実在を疑う説もあるが今は触れない)、<sup>注⑩</sup>その一人に含めうるものとなるであろう。

しかし、大伴宗家の嫡男なる家持に自分の娘を嫁がせることが、大伴家にとつても郎女にとつても、はたまた大嬢のためにも、もつともふさわしいと考える郎女の心中では、いずれは家持もそのように思い、彷徨をやめて大嬢の許に戻ってくることを見通していたかもしれない。その経緯のせんさくは憶測の域にとどめるとしても、事実後年その通りになってゆくのである。そのような観点に立つてこの歌を読む時、従前からしきりに問題とした迫真性のなさも、見方によっては、家持と大嬢との間が決定的な手切れとなることを避ける意味をもたせた表現であることができかもしれない。ここで徹底的に家持を追いつめ、逃げ場のないほどのうらみ、つらみを浴びせたとしたら、家持は後年再び大嬢の許に帰ってくる契機を失うことにもなりかねないであろう。

ちはやぶる 神や離けけむ うつせみの 人か禁ふらむ  
と直接になじることをせず、

いたもすべ無み ぬばたまの 夜はすがらに 赤らひく 日も  
暮るるまで 嘆けども しるしを無み 思へども たづきを知  
らに 幼婦と 言はくも著く 手童の ねのみ泣きつつ たも  
とほり 君が使を 待ちやかねてむ

と、みずからの悲しみに沈む有様のみを細かく叙して、相手の行動や態度にはいささかも及ぼさない述べ方は「怨恨歌」というにふさわしくないほど遠慮深く消極的であり、結句の語気も傍観的である。反歌はやや怨恨の情が強く結句に表現されていると見られるが、これとても直接相手に強くは向かわず、どちらかといえば悔いを胸中に反芻する形である。このあたりに郎女の家持に対する心深い配慮を読み取ろうとするのは迎えすぎた見方であろうか。

#### 4 む す び

以上は坂上郎女の「怨恨歌」を、巻四における位置および制作年代などの考察を基礎に、用字、詠風などに手がかりを求めつつ、郎女がわが子大嬢のために、その立場に立って家持に贈った歌であろうと考えてみたものである。従来このような見方をしたものが管見に入らぬので、ここにいささか記してみたのである。しかし、これ

に類する見解が全くなかったわけではなく、すでに土屋氏の『私注』は

或は他人の為になされた代作かも知れないといふ疑問は一応取り上げて見てもよいことであらう。

と述べている。本稿の着眼とは異なるところからの言説であるが、炯眼というべきであろう。また、改めて言うまでもないことであるが、坂上郎女が大伴家の人々の娉いやそれらの雰囲気に触発されて作ったとする藤原氏の見解も全面的に否定したのではなく、大きく含めるならば卑見もその中に入ることであろう。ただ直接の動機・背景・対象という点で異なるのである。小野寺氏のフィクションということも、現実の郎女の心境を詠んだものでないという点で、広くいえば卑見も含められると思う。ただこれは、氏のごとく郎女の志向した世界というような展望の下にとらえたものではなく、身近な契機があつて詠出された歌とする、この歌に対する接し方になり大きな相違を見るのである。一言言い添えて結びとする。

注① 土屋文明氏『万葉集年表』・屋敷頼雄氏「大伴坂上郎女」

(『万葉集講座』春陽堂)・藤原芳男氏「ねもころに君が聞こして」(『万葉』第二十六号、昭和33年1月)・小野寺静子氏「怨恨の歌」(『万葉』第七十九号、昭和47年5月)など。

注② 中西進氏「晴への願い」(『成城文芸』第四十五号、昭和42年1月)

注③ 注①の小野寺氏論文。

注④ 青木生子氏「大伴坂上郎女」(『上古の歌人』日本歌人講座1)

注⑤ 注①の藤原氏論文。

注⑥ 注③に同じ。ただし引用部分は同氏「大伴坂上郎女」(『万葉集講座』第六卷、有精堂)による。

注⑦ 注⑤に同じ。

注⑧ 注③に同じ。

注⑨ 伊藤博氏『万葉集相聞の世界』一五二頁。ただし、ここで大嬢の年齢を八、九歳と推定しているのは、その後十三、四歳と考え直しておられる由、同氏からうかがっている。その点を言い添えておく。

注⑩ これについては拙稿「青春の挽歌―大伴家持の『亡妾悲傷歌』―」(未発表)で触れた。古代文学会編の論文集(武蔵野書院刊)に掲載の予定である。

浜中多紀子編

## 先代舊事本紀・神人名索引

(非売品)

○B5版、一一六頁。二〇〇部限定。

○神人名を構成する諸要素のいづれからでも検出できるよう配慮してある。

○ご購入の方は、一、一〇〇円(実費・送料を含む)を同封の上、左記までお申込み下さい。

〒586 河内長野市千代田南町

八番十七号

浜中多紀子

## 黄葉片々

## 枕詞「釧つく」について

米<sup>こめ</sup> 田<sup>だ</sup> 進<sup>すすむ</sup>

釧つく たふしの崎に 今日もかも 大宮人の 玉藻刈るらむ

(卷二、四)

万葉集に人麻呂作と明記されたこの歌の「釧つく」という枕詞の解釈について、通説に不十分なものを感じたので以下私見を述べてみたい。

小学館本万葉集の頭注に、

釧つく——地名タフシにかかる枕詞。クシロは銅や玉、石などで作った腕輪。地名タフシを手の関節と解し、釧が巻きつけられた手首の意でかけた。

とある。これと同様の説には、他に

考、略解、折口辞典、沢瀉注釈

などがある。一方、手の関節を意味するタフシという語は存在しな

いからタ(手)にかけたのだとする品田太吉氏の説(講義所引)があつて、それを踏襲するものに、

講義、茂吉柿本人麻呂評釈篇、私注、全註釈、岩波古典大系

などがある。他に異説として、代匠記、古義の説がある。しかし、今通説といえるのは前二者である。この二つの通説を分けるのは、タにかかるのかタフシにかかるのかという点だけでも、どちらとも決定するきめてはない。ただ、最近の枕詞研究の動向からすれば、タフシにかかるのだとする説の方が優っているように思われる。

全註釈や注釈は、人麻呂の用字意識という観点から、タフシの地名には答志と表記するべきであるにかかわらず、手の節(あるいは手)という意味を暗示するために手節と表記されたのだと主張している。しかし、タフシの地名表記を調べてみると、用例は少ないが答志の表記例は、例の和銅六年の地名好字表記を命じた詔以後にか存在しない。しかも平城宮出土木簡には、和銅五年とみられるもので「手節里」と表記されたものがある<sup>①</sup>。したがって、人麻呂の用字意識云々の説は読みすぎた説である。人麻呂は単なる地名表記として当時使用されていた手節の字を使ったのであろう。ただし、その表記に手首の意を感じたかどうかは別問題である。

ところで枕詞「釧つく」の意味だが、私は二度実地踏査を試みて



神島行の定期船上より答志島を見る（1973年5月筆者撮影）

みて、そこに文字面だけの単なる修辞を越えたダイナミックなイメージの隠されていることを感じた。地図を見ればわかるように、鳥羽近海には答志島をはじめとして、坂手島、菅島、神島といった島々が存在する。しかし、その中で多くの岬や岩礁、小島などを周囲に持っているのは答志島のみである。それが海藻の繁茂に役立っている。ただその風景も鳥羽の陸上から見ているのではわからない。この島で船がかりのできるのは、答志、和具、桃取の三つの集落だが、古代より開けていたのは前二者で、そこに向かって鳥羽湾上を航行すると、港に近づくにつれて、その特異な島の形態があらわれってくる。つまり、釧をつけたような島なのである。

ここで、一応釧というものの実体を顧みておく必要がある。釧には、貝釧、石釧、玉釧、金属製釧、ガラス玉を使った釧などがあり、このうち前二者はすでに古墳時代後期にはその出土が稀になっていたという<sup>②</sup>。したがって、人麻呂の時代には後三者がおもに用いられていたであろう。とりわけ文献では玉釧の例が多い。仁徳記女鳥王の物語に、

其の女鳥王の御手に纏かせる玉釧を取りて、己が妻に与へき。

……其の王の玉釧を己が手に纏きて参り赴きき。

とあり万葉集では玉釧巻きねし妹もあらばこそ夜の長けくもうれしかるべき

（卷十三、六六五）

玉釧巻きねし妹を月もへずおきてや越えむこの山のさき

(卷十二、三六)

白玉の人のその名を……玉釧手に取持ちて……

(卷九、一七三、田辺福麻呂之歌集)

の三例がある。他に人麻呂の四一番歌ともう一つ

わぎもこは釧にあらなむ左手のわが奥の手に巻きていなましを

(卷九、一七六、振田向宿禰)

がある。この二首は玉のつかない例である。記の場合はいわゆる玉釧としてよいが、万葉の場合、韻文なので玉を美称とする説もある。これはどちらとも決めようがない。しかし、集中には、

海神の手に巻き持てる玉故に磯の浦回到潜きするかも

(卷七、三〇二、人麻呂歌集)

白玉を手には巻かずに匣のみに置けりし人そ玉嘆かする

(卷七、一三五)

といった、玉を手には巻くという表現が多くあり、釧の場合も、巻くあるいは手に取ると表現しているのであるから、玉が美称であると否にかかわらず、万葉の釧も、釧類の中でただひとつ緒を必要とするいわゆる玉釧(ガラス製も含める)のことであろうと思われる。したがって人麻呂の歌の釧も玉釧のこととしてよいだろう。ところが、人麻呂の歌では巻くと言わずにつくと言っている。古義と

講義がこれに疑問を持った。しかしそこが人麻呂の独創的なところであって、玉とか釧といえば巻く(女を枕くとかけてある)という類型的通俗的な発想を拒否してしまうのである。もっとも歌の内容自体がそう表現することを要求していない。釧つくという発音であってこそ島の清冽な風光が生きているので、釧まくではだらけてしまう。

ところで釧は玉釧のことだろうと言ったが、人麻呂の場合はそのように推定されるので、確言はできない。金属製釧の可能性もある。しかし、これはいずれでもよい。金属性のものも多くは玉を付けたり、蛇腹状の刻み目をつけている。したがって着装したときの外見は玉釧とほとんど違わない。島の形態を「釧つく」と描写する場合は、どちらでもよいのである。

以上述べてきたことを総合して、もう一度枕詞「釧つく」を解釈してみると次のようになる。

従来この枕詞は、タ(手)あるいはタフシ(手の節)との同音の関係で地名答志にかかるのだと解されてきた。しかしその成立には実景に負うところが大きいと思われる。他の人麻呂作歌の枕詞で地名にかかるものをあげても

ともしびの 明石大門<sup>③</sup>

大鳥の 羽易の山

玉藻刈る 敏馬

夏草の 野島

など、同音の関係による枕詞か、実景による枕詞か、どちらか一方にわりきって解釈のできないものがある。その混沌としたところが人麻呂の枕詞の魅力でもある。枕詞「釧つく」もこれらの枕詞と同様にみて何のさしつかえもないであろう。

## 書 評

### 井村哲夫著『憶良と虫麻呂』

坂 本 信 幸

A5版、二七五ページ、定価四八〇〇円。近頃の本代高騰の中で抹茶色クロス張りの本書が五千円未満の定価で出版されたことを、まず貧窮の学徒として喜ぶたい。実際、我々経済的基盤の安定せぬ弱年の学徒が、次々と公にされる高価な書物をどうして購い得ようか。我々弱輩の者こそ読まねばならぬものなのに。すべからく研究者は、紙質を落としても、如何にしても、本は安価に出すべきであ

注① 池辺弥氏著『和名類聚抄郷名考証増訂版』。なお原文の節の

字は草がむりだが、便宜上竹がむりに改めた。

② 雄山閣『新版考古学講座5』二六六〜二六八ページ。

③ 犬養孝氏著『万葉の風土』所収「人麻呂と赤人——明石大門をめぐって——」四四ページ。

る。本書はその点良心的であり、有難い。

本書の特色は『憶良と虫麻呂』と題にあるとおり、一般的にはやや異質とも思われる万葉の二人の歌人に関する論を組み合わせて、一冊の本とした点にある。それについては、著者自身「まえがき」に「……『憶良と虫麻呂』という、それほど常識的ではなく、私の興味に偏しているかも知れない組み合わせにも、それなりの意義がある」と信ずる」と言って、虫麻呂伝説歌の人間への興味という動機、三人称主格という方法における憶良作品とのつながりの指摘の上に、「二人は数ある万葉歌人のなかでもとりわけて人間に愛着した作家だったと思う」と述べられているが、数ある万葉歌人の中でも著者がとりわけてこの二歌人について論じたことは、早く学生時代から秀れた論文を公にし、若くして円熟した著者の持つ人間性の二つの面をうかがわせてくれるようである。

本書は次の諸論から成っている。

山上憶良の作品―世間蒼生の文学

憶良らの論―憶良は八さかしらびと✓か

憶良らの論―罷宴歌は避宴歌か

憶良らの論―その文学の主題と構造

思子等歌の論

令反或情歌と哀世間難住歌

貧窮問答歌の論

倭文手纏の歌

Egotist 憶良―作品形成の契機としての性情論

憶良伝一斑―世に出るまで

筑前の守憶良の同僚・下僚

付二編

山上憶良―生と美学

三つの挽歌―大伯皇女・憶良・家持

若い虫麻呂像

虫麻呂の関歴と作品の製作年次について

憶良から虫麻呂へ

虫麻呂論の諸問題

以上見るようにその三分の二以上が憶良に関する論である。井村氏の憶良論は、既に学界でも定評があり、有精堂『万葉集講座』第六卷の村山出氏の「山上憶良の生涯」にも、中西進・伊藤博両氏の論と共に「作品論としては特筆されるべき」ものであることが述べられている。内容を見ていくと「山上憶良の作品」は、まず「一思想と方法」において、子等を思ふ歌一首并序（巻五・八〇二〜八〇三）、或へる情を反さしむる歌一首并序（巻五・八〇〇〜八〇一）、筑前国志賀白水郎の歌十首（内三首）等の憶良の作品を分析し、憶良の前に立つ他律的な思想教説でなく、憶良の作品の内側から取り出しうる作品の構造としての論理と情念を、「世間よのなかからの思想」と呼んで、世間蒼生としての自己限定から「世間の道理」になおなおに従い、貪愛塵俗のなりを選び取った憶良の思想と文学の視点を明確にし、その方法は「アイロニー（反語と反用と皮肉と自嘲）と逆説の文体」であるとする。また「二 主題と美」では、貧窮問答歌一首并短歌（巻五・八九二〜八九三）、男子名は古日を恋ふる歌三首（巻五・九〇四〜九〇六）、好去好来の歌一首反歌二首（巻五・八九四〜八九六）、世間の住り難きを哀しむる歌一首并序（巻五・八〇四〜八〇五）等の代表的な作品を挙げて、「世間の事大なり」「生は貴し」という世間蒼生の主張からなる憶良の作品の主題と美とを追求する。これは、後出する憶良に関する論から導かれた。著者の



憶良の作品論の総括と言ってもよいものであり、憶良の作品論として、根本を抉った好論である。この論で井村氏は、憶良の苦悩の表情の底にあるものを我々に抉出してみせたのである。

「憶良らの論―憶良は八さかしらびとVか」では、憶良の文学を旅人のあそびの文学に対立するなりの文学だと規定しつつ、旅人の讃酒歌（巻三・三三八―三五〇）が嗤笑し批難する八さかしらVに憶良の人と作品を考える高木市之助博士他の従来の説に対し、憶良の批難し排斥しようとしていたものが、人間の情意的な生活の犠牲において、道理や分別をわきまえ顔にこざかしく振舞う態度であり志向であり、憶良の八なりVの文学創造の契機が、八さかしらVなるものに抗う人間本然の情意的なるものへの志向にあることを、憶良の作品の考察から明らかにし、憶良が骨の髄から八情意のひとVであったことを述べる。憶良は、旅人の批難する八さかしらVどころか、情意となりの文学の実践により、方向はちがえ、旅人とともに、天平という時代の反情意的な官人エトス八さかしらVに反撥・抗議しているものと述べるのである。大浜巖比古先生が「巻五について考へる―旅人か、憶良か―」（『万葉学論叢』所収）において論ぜられた旅人・憶良両者の互いに理解し合った関係からも、これは正当な見解と思われる。ほとんど、あやまって肯定されかけていた憶良像を修正された点で意義深い。

つづく「憶良らの論―罷宴歌は避宴歌か」では、前稿のごとく憶良が旅人の批難・嘲笑する八さかしらびとVでなく、それどころかその情意となりの文学の実践により、旅人と共に八さかしらVなるものに反撥し、自己措定、乃至自己定立を図っていたものと考えることから、従来から憶良が酒を飲まぬ人であることを証す一首と考えられている、山上憶良臣罷宴歌一首（巻三・三三七）をとり挙げ沈痾自哀文（巻五・三十二丁ウ）における憶良の病気の自己診断に、「我が病は蓋しこれ飲食の招く所にして云々」と、自己の飲食の不節制によるかと思われている点から考察を加え、むしろ酒食に淫していたらしい憶良を推測し、三三七番歌に酒宴に対して反撥する憶良の姿を見る高木市之助博士、西郷信綱氏他大方の考えに対し、池田弥三郎氏（『万葉百歌』）や伊藤博氏（『和歌文学講座』・3「歌壇上代」）の述べられる、宴会という場を考慮に入れた考えによりつつ、大浜巖比古先生のいわゆるデュエット「つくし歌」（前掲「巻五について考へる―旅人か、憶良か―」）に示されたあり方を基礎構造とする、罷宴歌一首と讃酒歌十首とを一組のまとまりある歌群とみる考えを提出しておられる。憶良の飲酒については、中西進博士が「大宰府の宴歌」「沈痾自哀文」（『山上憶良』所収）に述べておられるように、仏教における「飲酒戒」などのことを考えれば、一般論である可能性も強く、「飲食」という語から

「酒」を考えるよりやはり食物一般を指したとみて、食欲という本能、人間性の根本のものを病の原因としてあげたと考えるのが妥当と思われ、「端倪すべからざる酒客」と考えるには、論の尽くされたわけではないが（「飲食」―「酒」と結びつける論中には、やや強引と思われる所が目につく。例えば「……入飲食▽とは、それを

節することが別剗の刑にも相当するところの何ものかで……」「一口に暴飲・暴食というが、この時七十有四という憶良の年齢を思えば暴食の方はちよつと考えにくい」五十八べ。憶良の論旨から言えば、「抱朴子には、人間は自分の死の日を知らないので憂えていないが、もしその日を知って、それが別剗の刑により延ばすことのできるものならば、必ず別剗の如き刑でも受けるだろう、と言っている。ソレホド命ヲ大切ニスルノダ。シカシ人間ハ自分ノ死又日ヲ何時ト知ラナイノデ、不節制ニ過ゴシテ命ヲ大切ニシテイナイ。このことから考え知ることは、私の病はこれまで飲食の不節制を重ねてきたことから生じたもので、もはや自分で治せるようなものではないらしい。」と言っているものと思われるがここでは「死と、別剗の刑」が「飲食の節と別剗の刑」に置き替えられ、また病を招いた飲食の不節制をいう原因を、この時の憶良の年齢にあてて「暴食の方はちよつと考えにくい」としているのはどうであろうか。）、従来の説に見られた生真面目で酒飲まぬ憶良像を著者独自の憶良観か

ら検討し直し、改められたのは、十分に評価されるべきものである。著者の憶良理解の中には、言うに言われぬ同質の者同士の感応のごときものがあって、その奥に「憶良が酒を好きでなかったはずはない」とでも言うような確信が漲っている。この辺が井村氏の憶良論の特徴である。

「憶良らの論―その文学の主題と構造」では、悲歎俗道仮合云々詩の序文をとり挙げ、その構成を明らかにし、序文の結末の一文について、「存亡の大期」なる語を the time of death の意味とする従来の説に疑問を呈し、新たに、期を一期の生の意に解し、「慮存亡之大期」とは、存亡の期の大なることについて、慮る意であるとして、憶良が情念をかけていたものが、一期の生の貴さであったことを述べ、憶良を覚悟した人としてとらえる。憶良においてはその始終の恒数の覚悟が、世の中は空しきものとして否定し去る方向をとらず、かえって生の貴さの慮りへと収斂してゆくわけで、一種の逆説的論理というべきものであり、なりのモチーフもそれに支えられてあらわれてくるものとする。そこから、

士やも空しかるべき万代に語り継ぐべき名は立てずして

（巻六・九七六）

の一首も、なりの文学としておのれの一期の生の貴さを死後に記すべきものとして、律令官人としての自己限定に対して抗うて詠まれ

ているものとされる。しかし、論を展開する根本となる「存亡の大期」という語句の解釈に、芳賀紀雄氏が「理と情 憶良の相剋」（『万葉集研究』第二集所収）において批判されたような点において納得いきがたいところもあり、ことに「存亡の期の大なることについて慮る意」とするには賛しがたく、その解釈から導かれる論はやはり説得力欠けるものとなっている。したがって、「絶望ではなくて、壮絶な主張」「憶良の表現のよろこび」といったものを作品の背後に見、憶良を「覚悟した人」としてとらえる著者の主張は、それなりに著者の一貫した憶良理解の中から生まれてきたものではあろうが、ここでは主観的な主張としか伝わってこない。（芳賀氏は、仏典系の用例から「すなわち『大』は接頭辞的な強辞、『期』は『（ある法則性による）さだめ』の意である」として、「存亡の大期」を「存亡の大いなるさだめ」と解しているが、これは「若誠知別削△羽翮▽可得延期者（沈痾自哀文）」「人無定期（悲歎俗道仮合云々詩）」と、憶良が「期」を寿命の意に用いていることを考えると、文選巻第五十三「嵇叔夜養生論一首」の注に見える「天老養生經老子曰人生大期以三百二十年為限。節度護之可至三千歳」（芸文印書館印行本七四一ペ）を例として寿命の意に解すべきであろう。）

「思子等歌の論」では、巻五・八〇二の子等を思ふ歌の序文の

「等思<sub>ニ</sub>衆生、如<sub>ニ</sub>羅喉羅。」の部分に関して、金光明最勝王經如来寿命品に頼ったと考える通説に疑問を呈し、これに代えて大般涅槃經卷第一寿命品に「等視衆生如羅喉羅」とあるのを挙げられる。これについては「しかし、上代人の引用は必ずしも厳密でなく、また金光明經系の仏典の流行状態を考へると、これを捨てて大般涅槃經に従ふべき積極的な理由はない。」（『上代日本文学と中国文学（中）』第六章 山上憶良の述作）という小島憲之博士の意見に従うべきかと思われる。次いで、典拠をあげつつ論述する憶良の論理構造の不徹底を指摘、憶良の作文が、知的作文でなく、一種の感情論理とも称すべき論理に支えられた詠歎的感情的的作文であることを証明し、思子等歌を、「はっきり觀念の歌、或いは思索の歌として」考察する久米常民氏（『万葉集の誦詠歌』）の主張に賛意を表しつつも、なお「憶良の表現はやはり具象的個人經驗的な表白の形を目指している」もので、「あくまで個人的經驗のように『私』の感懷の形を構えて、発想しているもの」と見、憶良の発想法に即した観点から、愛即煩惱乃至愛執の觀念がこの歌の主要なモチーフであり、そのモチーフを主体的な表白・詠歎の形で演技して見せようとしたのが、この歌の製作意図であり、そのテーマは「盲目的に子どもに執着して止まぬ親の愛の愚かしいまでの苦惱を孕んだ姿である」と説く。切り込みの深い作品論である。

「貧窮問答歌の論」では、白楽天の諷諭詩秦中吟十首中の「重賦」と憶良の「貧窮問答歌」との間に類似した素材とイメージとが見られることを指摘し、白詩において、歎くべき現実を社会理念的立場から取り上げ、その解決を求めようとし、現実に対して主体的に働きかけてゆく態度をとるのに対し、憶良の「貧窮問答歌」では悲惨な貧窮それ自体を、生々しく、痛々しく描くことに創作上の工夫が向けられ、現実を第三者的観照的立場から写していくという態度をとる、というような作品創造の仕方の違いを指摘し、貧窮問答歌における貧窮が、現実の社会的な場から生のまま擲み出してこられた貧ではなく、憶良というひとりの人間の心象世界のなかで、仏説という苦の思想によりいったん濾過され捉え直された貧であったという。白詩の諷諭詩は中国の詩の伝統の中に生まれてきている点において、社会的政治的批判と公憤とを持つのは自然であり、それを中国詩の影響を受けているとは言え、憶良の歌の作品創造の態度と較べる時には、当然それなりの相違が生まれてくるわけであり、その相違から憶良の貧窮の質に論を展開してゆくあり方は、あまり論理的に緊密ではないと思われるが、憶良の表現の底にある「苦」の思想というものを把え、作品の文学性を追及されたのは注目値する。

以下本書に関して私が下手な紹介めいたことを書くより、読者諸

賢に、実際に買って読んでもらった方がよいであろう。一個の著作にはやはり読者が個々に対峙して、その著作と自己との問題を見つめていくしかなく、八十一号の書評で浅見さんが書いておられるように、所詮、批評は自らの立場で、同じ問題について一篇または数篇の論者をもつることによってしか成り立たないものだから。

これは去年の学会の折、井村氏から直接お聞きしたのだが、井村氏は、憶良・虫麻呂の他の歌人の論文は書こうと思えば書く事はあ  
るのだが、書かないのだそうである。他の歌人は興味外なのであ  
る。本書は、それだけ憶良・虫麻呂という人間に執している井村氏  
にしてこそ書き得た書である。本書の「あとがき」で著者は、「私  
がさしだしたものはごらんの通り、むしろ古くさい印象批評めいた  
方法と実感的経験主義とにすぎない」と謙遜されているが、本書に  
おいては何よりも著者の直観の鋭さに魅力があるといえよう。『万  
葉』創刊号に、沢瀉久孝博士は「みづからを語る為に万葉があるの  
ではない。万葉を明らかにする為の我らなのである」と書いておら  
れたが、著者にあつては、憶良・虫麻呂を語ることが即ち著者自身  
を語ることにつながり、逆に、著者自身を語ることが即ち憶良・虫  
麻呂を語ることにつながると言えそうである。そういう点で「Ego  
ist 憶良」の論は興味深かった。

(昭和四十八年四月 桜楓社刊 二七五ページ 四八〇〇円)

豫 告

○第二十六回（昭和四十九年度）萬葉学会全国大会

日時 十月五日～十月九日

場所 成蹊女子短期大学（阪急電車京都線相川駅下車すぐ、

大阪市東淀川区相川中通二丁目五、郵便番号五三三、

電話（〇六）三二七一―一五五番）

十月五日（土）午後一時半より、公開講演会（成蹊女子短期

大学にて）

開会のあいさつ

田淵諦純氏

古事記から見た萬葉集

森重 敏氏

阿騎野の月

吉永 登氏

閉会のあいさつ

小島憲之氏

―二人の外国人の萬葉研究―

講演会終了後、懇親会（会費三千円程度）

十月六日（日）午前十時より研究発表会（成蹊女子短期大学にて）

十月七日（月）～九日（水）紀州路萬葉旅行 境田四郎氏指

導。（費用概算、宿泊費交通費―観光バス使

用―二万五千円前後。但し集合地までの交通

費等、解散後の交通費等を除く）。

〔七日〕 午前十時、阪和線と歌山駅集合。和歌浦玉津島神

社↓藤白峠↓橋本↓糸我山↓吉川↓（栖原白神磯伝

誦地）↓由良町白崎（一泊）

〔八日〕 白崎往復、三尾岩屋↓日御碕↓野島↓切目山↓岩

代↓南部町（一泊）

〔九日〕 鹿島往復、田辺市↓秋津村↓白浜町（解散）の予

定。

※研究発表（二十五分、質疑五分）希望者は題名・所属機関・職

名・氏名を明記し、要旨（八百字程度）を添えて八月十日まで

に学会事務局（関西大学文学部国文学研究室）あてお申込み

下さい。

※懇親会、萬葉旅行に参加ご希望の方は、参加項目を明記し、七

月末日までに学会事務局あてご通知下さい。なお、懇親会費、

旅行費等は学会当日（十月五日）会場受付にて申受けます。

※出張懇請書ご入用の方は、二十円切手封入のうえ、学会事務局

あてお申越し下さい。

## 編輯後記

○本学会の生命は、充実した論考を盛った機関誌『萬葉』の円滑なる刊行にある。すぐれた研究成果をすみやかに学界共有の資産たらしめ、その後の研究の展開を促すがためである。

○学会を育て、斯学の研究の進展に資するため、会員諸賢が各々の分野での研究成果をどしどし学会本部あてお寄せ下さることを鶴首してお待ちする次第である。

○紙不足・物価狂乱の時節がつづき、一冊千円になんなんとする雑誌も出現するに至った昨今のこととて、現在のままの会費で機関誌の刊行をまかなくていくことは至難のわざとなったが、本号は一つ何とか頑張りたいと思っている。

○今秋は、大阪（成蹊女子短期大学）で全国大会を開き、萬葉旅行は、四年前と同じく紀州路をめぐることになった。今のうちからご予約いただき、多数の方がご参加下さるようお願いする。

（井手 至）

## 投稿規定

- 一、投稿資格は会員に限る。
- 一、内容は萬葉に関連する各分野の研究論文。
- 一、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）。
- 一、原稿は一切返却しない。採否決定は編集部に一任のこと。
- 一、論文掲載の際には本誌三部を贈呈する。抜刷の作製（実費執筆者負担）は、あらかじめ希望のある場合に限る。

## 萬葉学会会則

- 一、本会は萬葉学会と称する。
- 一、萬葉研究者、愛好者は誰でも申込みによって会員となることができる。
- 一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を発行する。
- 一、本会は随時、萬葉に関する見学旅行、文献の展覧、研究発表会、講習会、講演会、

図書の出版、その他を行なふ。

- 一、会員は、年額千六百円の会費（誌代を含む）を年度初に納入する。

- 一、本会の事務は

大阪府吹田市千里山東三丁目

関西大学文学部国文学研究室内（郵便番号五六四）

便番号五六四）

において行なふ。

昭和四十九年六月二十日印刷  
昭和四十九年六月二十五日発行

頒価 四百円

送料 十五円

大阪府吹田市千里山東三丁目  
関西大学文学部国文学研究室内  
（郵便番号五六四）

編集兼 萬葉學會  
発行者

振替大阪二九一四七

京都市南区東九条西岩本町八

印刷者 大宝印刷株式会社

〇一九二・三三七一



昭和四十九年六月二十五日發行

萬葉

頒價 四百圓

送料 十五圓